

国民年金法

ターゲット 5000 2018 年版

法1条 目的

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	☆	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (H12. 15. 16)



【条文】

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

ポイント 法1条 目的

〔問題〕国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、【 ① 】によって国民生活の安定がそこなわれることを【 ② 】によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

①老齢、障害又は死亡 ②国民の共同連帯

〔問題〕国民年金は、昭和34年に制定された国民年金法に基づき、同年10月から無拠出制の福祉年金の給付が開始され、昭和36年4月から拠出制の年金制度が開始されて、国民皆年金の体制が成立した。

(×) 同年10月から⇒同年11月から

〔問題〕無拠出制の福祉年金の給付が、昭和34年11月1日から開始され、その後、拠出制の年金制度が、昭和36年4月1日から開始し国民皆年金の体制が成立した。(○)

〔問題〕政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。(○)

- (1) 教育及び広報を行うこと。
- (2) 被保険者、受給権者その他の関係者（以下「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

法 2 条 国民年金の給付 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★★	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



国民年金法は、法 1 条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

ポイント

法 2 条 国民年金の給付

[問題] 国民年金は、法 1 条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(×) 必要な保険給付⇒必要な給付

[問題] 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

(×) 無拠出の 20 歳前傷病による障害基礎年金は、保険原理によらない給付のため、すべてではない。

法 3 条 1 項他 管掌 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	—	—	—	—	☆★★	—

★：択一式 (H8. 16. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



国民年金事業は、政府が、管掌する。

ポイント

法 3 条 1 項他 管掌

[問題] 国民年金事業は、政府が、管掌する。(○)

〔問題〕国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。(○)

〔問題〕国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととすることができる。(○)

〔問題〕厚生労働大臣の権限に係る事務（共済組合等及び市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構に行わせるものとする。(○)

〔問題〕日本年金機構は、平成 22 年 1 月に創設された非公務員型の年金公法人で、厚生労働大臣の委任を受け、公的年金に係る一連の業務を行う。(○)

〔問題〕日本年金機構が行う主な事務は、下記のとおりである。(○)

- ・ 第 3 号被保険者に係る生計維持の認定
- ・ 任意加入被保険者に係る申出の受理
- ・ 国民年金原簿の訂正請求の受理
- ・ 口座振替納付の申出の受理・承認
- ・ 追納の承認
- ・ 法定免除、申請免除の受理等

〔問題〕日本年金機構が滞納処分等及び被保険者に関する調査等を行う場合、厚生労働大臣の認可を受ける必要はない。

(×) 厚生労働大臣の認可が必要。

〔問題〕厚生労働大臣は、納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること等による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、【 ① 】に、滞納処分等その他の処分の権限の

【 ② 】を委任することができる。

①財務大臣 ②全部又は一部

〔問題〕 滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること（悪質な保険料の滞納）の基準は、下記のとおりである。

○納付義務者が【 ① 】月分以上の保険料を滞納していること

○納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること

○納付義務者の前年の所得が【 ② 】万円以上であること

○滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について【 ③ 】を有すると認められないこと

①13 ②1,000 ③誠実な意思

〔問題〕 厚生労働大臣の権限（財務大臣に委任する権限、国民年金基金及び国民年金基金連合会に係る権限を除く。）は、地方厚生局長に委任することができる。

地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任することができる。（○）

〔問題〕 厚生労働大臣は、日本年金機構に下記の事務を行わせるものとする。（○）

- ・国民年金原簿の記録に係る事務（記録を除く）
- ・被保険者に対する情報の提供の事務

〔問題〕 第1号被保険者期間を有する老齢基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行う。

（×）第1号被保険者期間のみを有する場合は、市町村長（特別区の区長含む）で、第1号被保険者期間と第3号被保険者期間が混在している場合は、日本年金機構。

〔問題〕 障害基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、共済組合員または私立学校教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある者等も含めて、日本年金機構が行う。

（×）日本年金機構⇒共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団

法 5 条 8 項 政府及び実施機関 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (一)



【条文】

国民年金法において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

ポイント

法 5 条 8 項 政府及び実施機関

[問題] 国民年金法において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。(○)

[問題] 国民年金法において、「実施機関たる共済組合等」とは、厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。(○)

法 5 条 1 項 保険料納付済期間 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★★	—	—	—	★★	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (一)



【条文】

国民年金法において、「保険料納付済期間」とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料に係るもの、第 2 号被保険者としての被保険者期間及び同項第 3 号被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

ポイント

法 5 条 1 項 保険料納付済期間

[問題] 国民年金法において、「保険料納付済期間」とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料に係るもの、第 2 号被保険者としての被保険者期間及び第 3 号被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。(○)

[問題] 第1号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。(○)

[問題] 保険料の免除の規定により免除された額を追納した場合、保険料納付済期間として扱われる。(○)

[問題] 第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料については、督促及び滞納処分の規定により徴収された保険料は除かれている。

(×) 含まれる。

法5条2項 保険料免除期間 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式(－) ☆：選択式(－)

【条文】



国民年金法において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を合算した期間をいう。

ポイント 法5条2項 保険料免除期間

[問題] 国民年金法において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、

【 ① 】、保険料半額免除期間及び【 ② 】を合算した期間をいう。

①保険料4分の3免除期間 ②保険料4分の1免除期間

[問題] 「保険料全額免除期間」とは、【 ① 】としての被保険者期間であって、法定免除、申請全額免除、学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、【 ② 】の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

①第1号被保険者 ②追納

[問題] 「保険料 4 分の 3 免除期間」とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間であつて保険料 4 分の 3 の規定によりその 4 分の 3 の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた 4 分の 3 の額以外の【 ① 】の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

①4 分の 1

[問題] 「保険料半額免除期間」とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間であつて保険料半額免除の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。（○）

[問題] 「保険料 4 分の 1 免除期間」とは、第 1 号被保険者としての被保険者期間であつて保険料 4 分の 1 の規定によりその 4 分の 1 の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた 4 分の 1 の額以外の 4 分の 3 の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。（○）

法 4 条 年金額の改定

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（H14）



【条文】

この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

ポイント

法 4 条 年金額の改定

〔問題〕国民年金法による年金の額は、【 ① 】その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、【 ② 】改定の措置が講ぜられなければならない。

①国民の生活水準 ②速やかに

法 4 条 2 項 財政の均衡（－）

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

ポイント

法 4 条 2 項 財政の均衡

〔問題〕国民年金事業の財政は、【 ① 】にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、【 ② 】に所要の措置が講ぜられなければならない。

①長期的 ②速やか

法4条3項 財政の現況及び見通しの作成 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	☆	☆	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (H)

【条文】



政府は、**少なくとも5年ごとに**、**保険料及び国庫負担の額**並びにこの法律による**給付に要する費用の額**その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び**財政均衡期間**における見通し（「**財政の現況及び見通し**」）を作成しなければならない。

ポイント

法4条3項 財政の現況及び見通しの作成

[問題] 政府は、少なくとも【 ① 】年ごとに、【 ② 】及び【 ③ 】並びにこの法律による【 ④ 】その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び【 ⑤ 】における見通し（以下「財政の現況及び見通し」）を作成しなければならない。

①5 ②保険料 ③国庫負担の額 ④給付に要する費用の額 ⑤財政均衡期間

[問題] 政府は、国民年金法の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、【 ① 】の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な【 ② 】を保有しつつ当該【 ① 】にわたってその均衡を保つことができなると見込まれる場合には、年金たる給付の額（以下給付額という）を【 ③ 】するものとし、政令で、給付額を【 ③ 】する期間の開始年度を定めるものとする。

①財政均衡期間 ②積立金 ③調整

法 16 条の 2 調整期間 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (H18)



【条文】

政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（「調整期間」）の開始年度を定めるものとする。

ポイント

法 16 条の 2 調整機関

〔問題〕政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、【 ① 】の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の【 ② 】の積立金をいう。）を保有しつつ当該【 ① 】にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期（【 ③ 】という。）の開始年度を定めるものとする。

①財政均衡期間 ②国民年金勘定 ③調整期間

〔問題〕国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額に所要の調整を行うものとする。（○）

〔問題〕政府は、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ、当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を含む。）の額を調整するものとする。

(×) 付加年金を含む⇒付加年金を除く

法 5 条 7 項 配偶者の定義 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (H)

【条文】



国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

ポイント

法 5 条 7 項 配偶者等の定義

[問題] 国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。(○)

[問題] 事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者であり、内縁関係とは、婚姻の届け出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいう。(○)

法 7 条 1 項 強制被保険者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	★	—	★★	★	★★	—	★

★ : 択一式 (H6. 7. 8. 11. 14. 15. 17. 19) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

- (1) 日本国内に住所を有する **20 歳以上 60 歳未満** の者であつて(2)及び(3)のいずれにも該当しないもの (「**第 1 号被保険者**」)
- (2) 厚生年金保険の被保険者 (「**第 2 号被保険者**」)
- (3) 第 2 号被保険者の配偶者であつて主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもの (第 2 号被保険者である者を除く。「**被扶養配偶者**」) のうち **20 歳以上 60 歳未満** のもの (「**第 3 号被保険者**」)

ポイント 法 7 条 1 項 強制被保険者

[問題] 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する 【 ① 】 の者であつて次の(2)、(3)のいずれにも該当しない者 (第 1 号被保険者)
- (2) 厚生年金保険の被保険者 (第 2 号被保険者)
- (3) 第 2 号被保険者の配偶者であつて主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもの (【 ② 】) のうち 【 ① 】 の者 (第 3 号被保険者)

① 20 歳以上 60 歳未満 ② 被扶養配偶者

[問題] 被保険者の種類

被保険者の種類	国内居住要件	国籍要件	年齢要件等
(1)第 1 号被保険者	必要	不要	(2)、(3)に該当しない【 ① 】の者 (厚生年金保険法に基づく【 ② 】等を受けることができる者を除く。)
(2)第 2 号被保険者	不要	不要	厚生年金保険の被保険者 (【 ③ 】歳以上の者で老齢厚生年金等の受給権者を除く。)
(3)第 3 号被保険者	不要	不要	第 2 号被保険者である配偶者に生計を維持されている【 ① 】の者

① 20 歳以上 60 歳未満 ② 老齢給付 ③ 65

[問題] 20 歳未満の厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第 2 号被保険者となる。
(○)

[問題] 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であっても、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者は、第 1 号被保険者とはならない。(○)

[問題] 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者で、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しない外国人は、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができない場合、原則として第 1 号被保険者となる。(○)

[問題] 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であっても、厚生年金保険法に基づく遺族給付の受給権者は、第 1 号被保険者とはならない。
(×) 遺族給付の受給権者は、第 1 号被保険者となることができる。

[問題] 老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する第 2 号被保険者は、65 歳に達したとき、被保険者資格を喪失する。(○)

[問題] 厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が 65 歳に達した際、日本国内に住所を有する第 3 号被保険者である妻が 60 歳未満であれば、その妻は第 1 号被保険者となり、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。(○)

[問題] 65 歳以上の厚生年金保険の被保険者は、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなくても、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していれば、第 2 号被保険者とならない。
(×) 障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していても、第 2 号被保険者となる。

[問題] 厚生年金保険の在職老齢年金を受給する 65 歳以上 70 歳未満の被保険者の収入によって生計を維持する 20 歳以上 60 歳未満の配偶者は、第 3 号被保険者とはならない。
(○) 第 1 号被保険者となる。

[問題] 厚生年金保険の被保険者が 19 歳であって、その被扶養配偶者が 18 歳である場合は、当該被保険者が 20 歳に達したときにその被扶養配偶者は第 3 号被保険者の資格を取得する。
(×) 被扶養配偶者が 20 歳に達した日に第 3 号被保険者の資格を取得する。

〔問題〕 18 歳の厚生年金保険の被保険者に 19 歳の被扶養配偶者がいる場合、当該被扶養配偶者が 20 歳に達した日に第 3 号被保険者の資格を取得する。 (○)

〔問題〕 第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者の配偶者であって主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもののうち 20 歳以上 60 歳未満のものであるが、当該被扶養配偶者が、20 歳未満であった場合、20 歳に達した日に第 3 号被保険者の資格を取得する。 (○)

〔問題〕 日本国内に住所を有しない 20 歳以上 60 歳未満の在外邦人で任意加入していない者が第 2 号被保険者の被扶養配偶者になったときは、その日に第 3 号被保険者の資格を取得する。 (○)

〔問題〕 第 2 号被保険者の被扶養配偶者と認められる場合であっても、20 歳以上の大学生は、第 3 号被保険者ではなく第 1 号被保険者としての適用を受け、学生の保険料納付特例の対象になる。

(×) 設問の場合、第 3 号被保険者。

〔問題〕 厚生年金保険の高齢任意加入被保険者は国民年金の第 2 号被保険者であり、当該高齢任意加入被保険者の収入により生計を維持する配偶者（第 2 号被保険者である者を除く。）のうち 20 歳以上 60 歳未満の者は、第 3 号被保険者となる。 (○)

〔問題〕 日本国内に住所を有しない 20 歳以上 60 歳未満の外国籍の者は、第 2 号被保険者の被扶養配偶者となった場合でも、第 3 号被保険者とはならない。

(×) 第 3 号被保険者について、国内居住要件や国籍要件は問われない。

〔問題〕 第 3 号被保険者であることの認定において、第 2 号被保険者の配偶者（20 歳以上 60 歳未満）であって、主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、厚生労働大臣の定めるところにより、市町村長が行う。

(×) 市町村長⇒日本年金機構

〔問題〕 第 3 号被保険者の規定の適用上、主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持することの認定については、健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案することはない。

(×) 勘案して行う。

〔問題〕 主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構が行う。(○)

〔問題〕 すべての強制被保険者は、60 歳に達したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。

(×) 第 2 号被保険者は、60 歳に達しても被保険者資格を喪失しない。

〔問題〕 国民年金の被保険者のうち、国内居住要件が問われるのは第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者である。

(×) 国内居住要件が問われるのは、第 1 号被保険者のみ。

法附則 5 条 1 項 任意加入被保険者 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	★★

★：択一式 (H11. 13. 14) ☆：選択式 (H)



【条文】

(略)

ポイント 法附則 5 条 1 項 任意加入被保険者

〔問題〕 次のいずれかに該当する者（第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者を除く。）は、【 ① 】に申し出て、被保険者となることができる。

- (1) 日本国内に住所を有する【 ② 】の者であって、厚生年金保険法に基づく【 ③ 】を受けることができる者
- (2) 日本国内に住所を有する【 ④ 】の者
- (3) 日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有し【 ⑤ 】の者

①厚生労働大臣 ②20 歳以上 60 歳未満 ③老齢給付等 ④60 歳以上 65 歳未満
⑤20 歳以上 65 歳未満

〔問題〕 日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされている。(○)

〔問題〕 上記の手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長（特別区 の区長を含む。）に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。（○）

〔問題〕 60 歳で被保険者資格を喪失し日本に居住している特別支給の老齢厚生年金の受給権者（30 歳から 60 歳まで第 2 号被保険者であり、その他の保険者期間はない。）であって、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行っていない者は、国民年金の任意加入被保険者になることができる。（○）

〔問題〕 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者は、日本国籍を有する限り、厚生労働大臣に申し出て被保険者となることができる。

（×）日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者については、国籍要件を問わず、任意加入被保険者となることが可能。

〔問題〕 任意加入被保険者は、所定の月数を合算した月数が 480 に達したときには、資格を喪失する。（○）

〔問題〕 国民年金法の規定によると、日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しない 60 歳以上 65 歳未満のものが任意加入被保険者の申出をする場合には、正当な事由がある場合を除き、口座振替納付を希望する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

（×）日本国内に住所を有しない場合、口座振替納付を希望する旨の申出は不要。

〔問題〕 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者が、任意加入被保険者となる申出を行おうとする場合、口座振替納付を希望する旨の申出または口座振替納付によらない正当な事由がある場合に該当する旨の申出を、厚生労働大臣に対して行わなければならない。（○）

〔問題〕 任意加入被保険者は、第 1 号被保険者に係る独自給付の寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金の規定の適用については第 1 号被保険者とみなされる。（○）

〔問題〕 65 歳以上 70 歳未満の任意加入被保険者は、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金等の給付に関する規定の適用については、第 1 号被保険者とみなされる。

（×）特例任意加入被保険者には、寡婦年金の適用はない。

〔問題〕 任意加入被保険者には、付加保険料の納付の規定が適用される。（○）

[問題] 任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者が、法定免除、申請免除の条件を満たすときには、申請により保険料免除の規定が適用される。

(×) 両者ともに、保険料免除の規定は適用されない。

[問題] 任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者ともに、保険料免除の規定（法定免除、申請免除、学生納付特例制度、納付猶予制度）は適用されない。(○)

法附則 11 条 1 項 特例による任意加入被保険者 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H12.17) ☆：選択式 (H16)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 11 条 1 項 特例による任意加入被保険者

[問題] 昭和【 ① 】以前に生まれた者であって、老齢基礎年金等の【 ② 】を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない者のうち、次のいずれかに該当する者（第 2 号被保険者を除く）は、【 ③ 】に申し出て被保険者となることができる。

(1) 日本国内に住所を有する【 ④ 】の者

(2) 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない【 ④ 】未満の者

①40 年 4 月 1 日 ②老齢又は退職 ③厚生労働大臣 ④65 歳以上 70 歳

[問題] 特例による任意加入被保険者は、老齢給付等の受給権を有するが、老齢給付等の増額を目的に加入することができる。

(×) 受給権を有することができない者が対象。

法 8 条 強制被保険者の資格取得 法 9 条 資格の喪失 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★	—	—	★	★	★	—	—

★：択一式 (H8. 9. 12. 14. 19) ☆：選択式 (H16)



【条文】

(略)

ポイント

法 8 条 強制被保険者の資格取得 法 9 条 資格の喪失

[問題] 第 2 号被保険者の配偶者であって主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもののうち 20 歳以上 60 歳未満のものは、第 3 号被保険者となり、その日に資格を取得する。(○)

[問題] 強制加入被保険者の資格喪失の時期に関して、日本国内に住所を有しなくなった日(同日において、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当するときを除く。)の翌日に資格を喪失する(○)

[問題] 強制加入被保険者の資格喪失の時期に関して、被扶養配偶者でなくなった日(同日において、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当するときを除く。)に資格を喪失する。

(×) 被扶養配偶者でなくなった日⇒扶養配偶者でなくなった日の翌日。

[問題] 外国人である第 1 号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、出国の日とする。

(×) 出国の日⇒出国の日の翌日

[問題] 60 歳に達した日(同日において、第 2 号被保険者に該当するときを除く。)の翌日に資格を喪失する。

(×) 翌日⇒その日

[問題] 第 1 号被保険者は、60 歳に達したときに被保険者の資格を喪失するが、60 歳に達したときとは、誕生日の前日である。(○)

〔問題〕 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日（同日において、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当するときを除く。）の翌日に資格を喪失する。

(×) 翌日⇒その日

〔問題〕 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日（同日において、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当するときを除く。）の翌日に資格を喪失する。

(×) 翌日⇒その日

〔問題〕 厚生年金保険の被保険者は、60 歳に達した日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

(×) 第 2 号被保険者（厚生年金保険の被保険者）は、65 歳に達したとき（老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者に限る）に、国民年金の被保険者の資格を喪失。

法附則 5 条他 任意加入被保険者の資格取得 任意加入被保険者の資格喪失 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	★★	—	★	—	—	★	★	★★

★：択一式 (H9. 10. 12. 14. 15. 17. 19) ☆：選択式 (H)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 5 条他 任意加入被保険者の資格取得 任意加入被保険者の資格喪失

〔問題〕 任意加入被保険者の資格喪失事由

事由	資格喪失日
死亡したとき	【 ① 】
65 歳に達したとき	その日
厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき	その日
資格喪失の申出が受理されたとき	その日
保険料納付月数等を合算した月数が 480 に達したとき	その日

①翌日

〔問題〕日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者が、厚生年金保険の被保険者資格を取得したときは、当該取得日に任意加入被保険者の資格を喪失する。(○)

〔問題〕日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の者（第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者を除く。）が任意加入被保険者の資格の取得の申出をしたときは、申出をした日に任意加入被保険者の資格を取得する。(○)

〔問題〕日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の在外邦人は、申出をした日に任意加入被保険者の資格を取得する。(○)

〔問題〕日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の在外邦人で任意加入している者が保険料を滞納したとき、保険料を納付することなく 2 年経過した日に被保険者資格を喪失する。

(×) 2 年経過した日の翌日に被保険者資格を喪失

〔問題〕日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満のものは、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく 2 年間に経過したときの翌日に被保険者資格を喪失する。(○)

〔問題〕海外に居住する 20 歳以上 65 歳未満の日本国籍を有する任意加入被保険者は、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく 1 年間に経過した日の翌日に、被保険者資格を喪失する。

(×) 1 年間⇒2 年間

〔問題〕日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の在外邦人で任意加入している者が日本国籍を失ったとき、その翌日に被保険者資格を喪失する。(○)

〔問題〕日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない 65 歳以上 70 歳未満の特例による任意加入被保険者は、日本国籍を有しなくなった日の翌日（その日に更に国民年金の被保険者資格を取得したときを除く。）に任意加入被保険者の資格を喪失する。(○)

〔問題〕日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の特例による任意加入被保険者は、日本国内に住所を有しなくなった日の翌日（その日に更に国民年金の被保険者資格を取得したときを除く。）に任意加入被保険者の資格を喪失する。(○)

[問題] 日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の特例による任意加入被保険者が保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく 2 年間が経過したときは、その翌日に任意加入被保険者の資格を喪失する。(×) 保険料を滞納し督促による指定期限までに保険料を納付しない場合は、その期限の翌日に喪失

[問題] 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者が保険料を滞納した場合であって、督促状で指定した期限までに保険料を納付しないときは、その日の翌日に被保険者の資格を喪失する。(○)

[問題] 特例による任意加入被保険者が、70 歳に達する前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。(○)

[問題] 特例による任意加入被保険者が、老齢若しくは退職を支給事由とする年金給付の受給権を取得したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。
(×) その日⇒その日の翌日

[問題] 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない 55 歳の任意加入被保険者が、60 歳に達する前に被扶養配偶者となった場合は、当該任意加入被保険者の資格を喪失する。(○)

[問題] 65 歳未満の任意加入被保険者は、保険料納付済期間や、いわゆる保険料の多段階免除期間（その段階に応じて規定されている月数）を合算し、満額の老齢基礎年金が受けられる 480 月に達したときは、本人から資格喪失の申出がなくても、被保険者の資格を喪失する。(○)

法 10 条 1 項 任意脱退 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 10 条 1 項 任意脱退

[問題] 過去に一度も被保険者でなかった者が第 1 号被保険者となった場合に、被保険者の資格を取得した日の属する月から 60 歳に達する日の属する月の前月までの期間が 25 年に満たない者は、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。(○)

法 11 条 被保険者の計算方法 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★★	—	—	★

★：択一式 (H7. 12. 13) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 保険者期間を計算する場合には、**月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月まで**をこれに算入する。
- ② 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を 1 カ月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。
- ③ 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、**前後の被保険者期間を合算**する。

ポイント

法 11 条 被保険者の計算方法

[問題] 平成 29 年 3 月 2 日に 20 歳となり国民年金の第 1 号被保険者になった者が、同月 27 日に海外へ転居し、被保険者資格を喪失した。この場合、同年 3 月は、第 1 号被保険者としての被保険者期間に算入される。なお、同月中に再度被保険者資格を取得しないものとする。(○) 3 月の中での同月得喪になり、1 カ月の被保険者期間として算入される。

〔問題〕被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月までをこれに算入する。

(×) 資格を喪失した日の属する月まで⇒資格を喪失した日の属する月の前月

〔問題〕被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1カ月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。(○)

〔問題〕昭和29年4月1日生まれの第1号被保険者は、平成26年に60歳に達するが、その際、引き続いて任意加入被保険者又は第2号被保険者とならない場合、平成26年3月までが被保険者期間に算入される。

(×) 平成26年3月まで⇒平成26年2月まで

〔問題〕4月1日に被保険者の資格を取得した者について、同年4月30日にその資格を喪失した場合は1か月が被保険者期間に算入される。(○)

〔問題〕被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1カ月として被保険者期間に算入する(同月得喪)。(○)

〔問題〕被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1か月として被保険者期間として算入するが、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、後の被保険者期間のみをとって1か月として算入する。(○)

法11条2項 種別の変更(★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	★	—	—	—	—	★

★：択一式(H6.7.9.13) ☆：選択式(—)

【条文】



被保険者の種別(第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれであるかの区別をいう。)に変更があった月は、**変更後の種別**の被保険者であった月とみなす。同一の月において、2回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は**最後の種別**の被保険者であった月とみなす。

ポイント

法 11 条 2 項 種別の変更

〔問題〕 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主は、当該被保険者に代わって被保険者資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項について、市町村長へ届出をすることができる。(○)

〔問題〕 被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなす。また、同一の月において、2 回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。(○)

〔問題〕 被保険者の種別ごとに被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなし、同月中に 2 回以上の種別変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。(○)

〔問題〕 被保険者期間の計算において、同一の月に種別変更が 1 回あり、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者となった月につき、すでに第 1 号被保険者としての保険料が納付されている場合は、当該月は第 1 号被保険者とみなす。

(×) 当該月は第 3 号被保険者とみなされる。

法附則 7 条の 3 第 1 項 第 3 号被保険者としての被保険者期間 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H11. 12. 14. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 7 条の 3 第 1 項 第 3 号被保険者としての被保険者期間

〔問題〕 第 3 号被保険者に該当しなかった者が第 3 号被保険者となったことに関する届出又は種別確認の届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第 3 号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日の属する月の【 ① 】のうちにあるものを除く。）は、原則として、保険料納付済期間に算入しない。

① 前々月までの 2 年間

〔問題〕 第 3 号被保険者の資格取得の届出をしなかった期間（【 ① 】以後の期間に限る。）は、原則として、届出をした日の属する月の前々月までの 2 年間を除いて、保険料納付済期間に算入しない。

①平成 17 年 4 月 1 日

〔問題〕 特例として、第 3 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者は、第 3 号被保険者期間のうち、届出の遅滞により保険料納付済期間に算入されない平成 17 年 4 月 1 日以後の期間について、その届出の遅滞がやむを得ないと認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができる。（○）

〔問題〕 平成 17 年 4 月 1 日以後の期間について、第 3 号被保険者期間にかかる未届期間は、保険料納付済期間に算入されないが、例外として、その届出の遅滞がやむを得ないと認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができる。
当該届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入される。（○）

〔問題〕 特例として、第 3 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者で、【 ① 】前の第 3 号被保険者期間のうち保険料納付済期間に算入されない期間を有する者が、
【 ② 】にその旨の届出をしたときは、その届出をした日以後、届出に係る期間を保険料納付済期間に算入し、すでに老齢基礎年金の受給権者となっている者についてはその届出をした月の翌月から年金額を改定する。

①平成 17 年 4 月 1 日 ②厚生労働大臣

〔問題〕 第 3 号被保険者の届出の特例は、平成 17 年 4 月 1 日前の第 3 号被保険者期間であればよく、当該届出に関して期限は定められていない。（○）

〔問題〕 第 3 号被保険者の届出は、当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月から年金額が改定される。（○）

法附則 9 条の 4 の 2 他 第 3 号被保険者としての被保険者期間の特例 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★☆	☆	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 4 の 2 他 第 3 号被保険者としての被保険者期間の特例

〔問題〕平成 25 年 7 月 1 日以後に【 ① 】に記録した事項の訂正がなされたことにより【 ② 】となった期間を有する者であつて、平成 25 年 7 月 1 日において当該【 ② 】となった期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けているもの(「特定受給者」)が有する当該【 ② 】となった期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等に係るものに限る。)を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、【 ③ 】とみなす。

①国民年金原簿 ②時効消滅不整合期間 ③保険料納付済期間

〔問題〕平成 25 年 7 月 1 日において時効消滅不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けている特定受給者が有する当該時効消滅不整合期間については、特定保険料納付期限日である平成【 ① 】年 3 月 31 日までの間、当該期間を保険料納付済期間とみなす。

①30

〔問題〕被保険者が、第 3 号被保険者としての被保険者期間の特例による時効消滅不整合期間について厚生労働大臣に届出を行ったときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、国民年金法第 90 条第 1 項の規定による保険料の全額免除期間とみなす。

(×) 保険料の全額免除期間⇒学生等納付特例期間

〔問題〕第 3 号被保険者としての被保険者期間の特例による時効消滅不整合期間について厚生労働大臣に届出を行ったときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、国民年金法第 90 条の 3 第 1 項の規定による学生等納付特例期間とみなす。(○)

法 12 条 1 項 第 1 号被保険者に関する届出 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	—	★	—	★	—	—

★：択一式 (H13. 15. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

被保険者（第 3 号被保険者を除く。）は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

ポイント

法 12 条 1 項 第 1 号被保険者に関する届出

〔問題〕被保険者（第 3 号被保険者を除く。）は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を日本年金機構に届け出なければならない。

(×) 市町村長

〔問題〕第 1 号被保険者が行う資格の取得に関する市町村長への届出は、当該被保険者の属する世帯の世帯主が被保険者に代って届出をすることができる。(○)

〔問題〕第 1 号被保険者及び任意加入被保険者の異動に関して、住民基本台帳法による転入、転居または転出の届出がなされたときは、その届出と同一の事由に基づくものについては、その届出があったものとみなされる。(○)

〔問題〕第 3 号被保険者は、その配偶者が転職したことにより第 1 号厚生年金被保険者から第 2 号厚生年金被保険者となったときは、14 日以内に種別変更の届出を厚生労働大臣に行わなければならない。

(×) 種別変更の届出⇒種別確認の届出

〔問題〕第 1 号被保険者であった者が就職により厚生年金保険の被保険者の資格を取得したため第 2 号被保険者となった場合、国民年金の種別変更に該当するため 10 日以内に市町村長へ種別変更の届出をしなければならない。

(×) 届出は不要

法 12 条 5 項 第 3 号被保険者に関する届出 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H11. 12. 13. 14. 15. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 3 号被保険者は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ポイント

法 12 条 5 項 第 3 号日被保険者に関する届出

〔問題〕 第 1 号厚生年金被保険者である第 2 号被保険者の被扶養配偶者が 20 歳 に達し、第 3 号被保険者となるときは、14 日以内に資格取得の届出を日本年金機構に提出しなければならない。 (○)

〔問題〕 第 1 号厚生年金被保険者である第 2 号被保険者を使用する事業主は、当該第 2 号被保険者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者に係る資格の取得及び喪失並びに種別の変更等に関する事項の届出に係る事務の一部を全国健康保険協会に委託することができる。
(×) 委託することができない。

〔問題〕 第 1 号厚生年金被保険者である第 2 号被保険者を使用する事業主は、当該第 2 号被保険者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者に係る資格の取得及び喪失並びに種別の変更等に関する事項の届出に係る事務の一部を事業主が設立する健康保険組合に委託することはできない。 (×) 委託することができる。

〔問題〕 第 3 号被保険者は、その配偶者が第 2 号厚生年金被保険者の資格を喪失した後引き続き第 3 号厚生年金被保険者の資格を取得したときは、14 日以内に種別確認の届出を日本年金機構に提出しなければならない。 (○) 種別確認の届出

〔問題〕 資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項等の届出は、第 3 号被保険者にあつては、その配偶者である第 2 号被保険者を使用する事業主等を経由して行う (○)

〔問題〕 第 2 号被保険者の被扶養配偶者が 20 歳に到達したときは、14 日以内に第 3 号被保険者としての資格取得の届出を厚生労働大臣に行わなければならない。 (○)

[問題] 第3号被保険者は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

(×) 厚生労働大臣

[問題] 第3号被保険者は、その配偶者と離婚したときは、第1号被保険者への種別の変更の届出を提出しなければならない。

さらに、第3号被保険者が第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合、その旨を事業主、共済組合等を経由して厚生労働大臣（日本年金機構）に届け出なければならない

（被扶養配偶者非該当届）。（○）

[問題] 健康保険組合を設立する事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者に係る届出の経由に係る事務の全部又は一部を当該健康保険組合に委託することができる。

(×) 全部又は一部⇒一部

[問題] 第3号被保険者の資格の取得・喪失等に関する届出は、原則として、第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあつては、その配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとする。（○）

[問題] 第3号被保険者の資格の取得・喪失等に関する届出は、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあつては、その配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとされている。（○）

[問題] 事業主は、使用する第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者に関して、経由に係る事務の一部を、当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。（○）

[問題] 第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が、種別の変更につき届出をする場合、当該第2号被保険者を使用する事業主を経由して行う。（○）

[問題] 第3号被保険者であった者は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（○）

[問題] 平成 27 年法改正により、第 3 号被保険者が第 2 号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合、その旨を事業主等を経由して厚生労働大臣（日本年金機構）に「被扶養配偶者非該当届」を届出なければならない。（○）

法 105 条 3 項 受給権者に関する届出等 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	★	★★	★	☆	—	—

★：択一式 (H13. 17) ☆：選択式 (H)

【条文】



受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

ポイント

法 105 条 3 項 受給権者に関する届出等

[問題] 【 ① 】 又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、【 ② 】 に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

①受給権者 ②厚生労働大臣

〔問題〕 受給権者に関する届出

届出内容	期限	届出先	提出先
現況確認の届出	受給権者の誕生日の属する【 ① 】	厚生労働大臣	日本年金機構
加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出			
障害の現状に関する届出			
20歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金	【 ② 】		
死亡の届出	【 ③ 】日以内		
氏名変更の届出			
住所変更の届出			
障害基礎年金の胎児出生の届出			
障害基礎年金の加算額対象者の不該当の届出	速やかに		

①月の末日 ②7月31日 ③14

〔問題〕 老齢基礎年金の受給権者は、氏名を変更したときは、所定の事項を記載した届書を、当該事実があった日から14日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。

(○)

〔問題〕 国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者は、原則として毎年、指定日である【 ① 】までに、指定日前【 ② 】カ月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及びその添付書類を日本年金機構に提出しなければならない。

①7月31日 ②1

〔問題〕 年金受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、年金受給権者の所在が1か月以上明らかでない場合は、厚生労働大臣に対し、年金受給権者の所在が1か月以上明らかでない旨の届出をしなければならない。(○)

〔問題〕 老齢基礎年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1か月以上明らかでないときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。(○)

則 18 条 1 項 受給権者の確認等 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	★	—	—	☆☆	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

則 18 条 1 項 受給権者の確認等

[問題] 厚生労働大臣は、毎月、住民基本台帳法の規定による年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行う。(○)

[問題] 住基ネットにより、機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、「現況確認の届出」、「住所変更の届出」の提出は原則不要である。(○)

[問題] 受給権者の確認は、住基ネットによることを原則とするが、「加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出」等の一部の届出に関しては、指定日までに所定の届書の提出が義務付けられている。(○)

[問題] 加算額対象者がいる障害基礎年金の受給権者は、生計維持関係を確認する必要があるため、原則として毎年、指定日までに「生計維持確認届」を提出しなければならない。(○)

[問題] 上記の場合、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、提出する必要はない。

(×) 提出する必要はある。

[問題] 住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の提供を受けることが可能な受給権者については、住所変更届の提出を省略できる。

ただし、日本年金機構において住民票コードが収録されていない者及び現在の住所と住民票の住所とが一致していない者については、引き続き、住所変更届の提出が必要である。

(○)

[問題] 施設入居等により住民票の住所と異なる居所に現に居住しており、その居所に年金の支払いに関する通知書等が送付されている老齢基礎年金の受給権者が、居所を変更した場合でも、日本年金機構に当該受給権者の住民票コードが収録されているときは、「年金受給権者住所変更届」の提出は不要である。

(×) 年金受給権者住所変更届の提出は必要である。

[問題] 住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から7日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、国民年金法の規定による死亡の届出は要しない。

(○)

[問題] 原則として、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、当該事実があった日から14日以内に、その旨を第3号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第3号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣（日本年金機構）に届出なければならない。(○)

[問題] 上記例外として、住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から7日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、国民年金法の規定による死亡の届出は要しない。(○)

[問題] 老齢基礎年金の受給権者は、住所又は氏名を変更したときは、日本年金機構に所定の事項を記載した届書を提出しなければならないが、厚生労働大臣が住民基本台帳ネットワークシステムにより当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、当該届書を提出する必要はない。

(×) 氏名変更の届出は、省略できない。

[問題] 老齢基礎年金を受給していた夫が死亡した場合、その死亡当時、生計を同じくしていた妻が、未支給年金を受給するためには、「年金受給権者死亡届」と「未支給年金請求書」を日本年金機構に提出しなければならないが、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により夫、妻双方に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合には、これらの提出は不要となる。


(×) 機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合でも提出は必要

法 105 条 4 項 死亡の届出 (一)

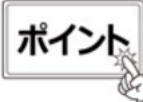
(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 12. 13) ☆：選択式 (—)

【条文】

被保険者又は受給権者が死亡したときは、**戸籍法**の規定による死亡の届出義務者は、原則として、その旨を第 3 号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては**市町村長**に、第 3 号被保険者又は受給権者に係るものにあつては**厚生労働大臣**に届け出なければならない。

ポイント

法 105 条 4 項 死亡の届出

〔問題〕被保険者又は受給権者が死亡したときは、【 ① 】の規定による死亡の届出義務者は、原則として、その旨を第 3 号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては【 ② 】に、第 3 号被保険者又は受給権者に係るものにあつては【 ③ 】に届出なければならない。

①**戸籍法** ②**市町村長** ③**厚生労働大臣**

法 13 条 1 項 国民年金手帳 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 12) ☆：選択式 (一)

**【条文】**

厚生労働大臣は、第 1 号被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は第 3 号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。

ポイント**法 13 条 1 項 国民年金手帳**

[問題] 厚生労働大臣は、第 1 号被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は第 3 号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について

【 ① 】を作成し、その者にこれを交付するものとする。

①国民年金手帳

法 14 条 国民年金原簿 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	★	—

★：択一式 (H14. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

ポイント

法 14 条 国民年金原簿

〔問題〕厚生労働大臣は、【 ① 】を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、【 ② 】（【 ③ 】（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。

①国民年金原簿 ②基礎年金番号 ③政府管掌年金事業

〔問題〕第 2 号被保険者のうち、第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者であるものについては、国民年金原簿への記録管理は行われていない。(○)

〔問題〕国民年金原簿の規定の適用については、「当分の間、第 14 条中「被保険者」とあるのは、「被保険者（第 2 号被保険者のうち第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者であるものを除く。）」とする」とされている。

(○)

法 14 条の 2 訂正の請求 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	☆	★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

ポイント

法 14 条の 2 訂正の請求

〔問題〕被保険者又は被保険者であった者は、【 ① 】に記録された自己に係る【 ② 】（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又【 ① 】に自己に係る【 ② 】が記録されていないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の【 ③ 】をすることができる。

①国民年金原簿 ②特定国民年金原簿記録 ③訂正の請求

〔問題〕厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない、これ以外の場合は訂正をしない旨を決定しなければならない。(○)

〔問題〕国民年金原簿の訂正に関する厚生労働大臣の権限は【 ① 】に委任されており、【 ① 】が決定をしようとするときは、あらかじめ、【 ② 】に諮問しなければならない。

①地方厚生局長又は地方厚生支局長 ②地方年金記録訂正審議会

法 14 条の 5 被保険者に対する情報の提供 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

ポイント

法 14 条の 5 被保険者に対する情報の提供

[問題] 日本年金機構は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(×) 日本年金機構⇒厚生労働大臣

[問題] いわゆる「ねんきん定期便」について、通常は、これまでの年金加入期間、保険料納付額等の内容が「はがき」に記載されて送られてくるが、これらの内容に加え、これまでの加入履歴、国民年金保険料の納付状況など詳細に記載された「封書」が送られる被保険者の節目の年齢は、40 歳、50 歳、58 歳である。

(×) 40 歳、50 歳、58 歳⇒35 歳、45 歳及び 59 歳

[問題] いわゆる「ねんきん定期便」について、詳細に記載された「封書」が送られる被保険者の節目の年齢は、35 歳、45 歳及び 59 歳である。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、その信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者及び受給権者に対し、被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

(×) 被保険者及び受給権者に対し⇒被保険者に対し

法 15 条 給付の種類 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6. 7. 16) ☆：選択式 (H9)

【条文】



国民年金法による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢基礎年金
- (2) 障害基礎年金
- (3) 遺族基礎年金
- (4) 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

ポイント

法 15 条 給付の種類

[問題] 国民年金法による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢基礎年金
 - (2) 障害基礎年金
 - (3) 遺族基礎年金
 - (4) 【 ① 】、【 ② 】及び【 ③ 】
- ①付加年金 ②寡婦年金 ③死亡一時金

[問題] 付加年金、寡婦年金、死亡一時金は、第 1 号被保険者としての被保険者期間を対象とした独自給付である。(○)

[問題] 旧法の規定による障害福祉年金は、障害基礎年金に、母子福祉年金、準母子福祉年金は、遺族基礎年金に昭和 61 年 4 月 1 日以後裁定替えが行われた。(○)

法 16 条 裁定 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

給付を受ける権利は、その権利を有する者（「受給権者」）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する

ポイント

法 16 条 裁定

[問題] 給付を受ける権利は、その権利を有する者（「受給権者」）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する。(○)

[問題] 国民年金の給付は、受給権者からの請求に基づいて行われるが、その者が受給権を有しているか否かの確認を行うが、確認行為を【 ① 】といい、【 ① 】に係る請求を【 ② 】という。

①裁定 ②裁定請求

[問題] 年金等を受給することができる権利のことを基本権といい、各支払期月ごとに給付を受けることができる権利を支分権という。(○)

[問題] 裁定に関しては、基本権の有無の確認を行う行為である。(○)

[問題] 裁定請求書は、原則として日本年金機構に提出することとされているが、老齢福祉年金に係る裁定請求書は、厚生労働大臣に提出することにより行われる。(○)

法 17 条 1 項 端数処理 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



年金たる給付（「年金給付」）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に **50 銭未満の端数**が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする


ポイント 法 17 条 1 項 端数処理

〔問題〕年金たる給付（年金給付）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。(○)

〔問題〕毎支払期月ごとに支払われる年金額の端数処理は、100 円未満を四捨五入した額とする。

(×) 1 円未満の端数切捨ての額

〔問題〕毎支払期月ごとの年金額の支払において、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとされているが、毎年【 ① 】月から翌年【 ② 】月までの間において切り捨てた金額の合計額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該【 ② 】月の支払期月の年金額に加算するものとされている（【 ② 】月期支払の年金の加算）。

①3 ②2

法 18 条 1 項・2 項・3 項 年金の支給期間 支払期月 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★	★	—

★：択一式 (H9. 13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。
- ② 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。
- ③ 年金給付は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの前月までの分を支払う。
- ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

ポイント

法 18 条 1 項・2 項・3 項 年金の支給期間 支払期月

〔問題〕年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。(○)

〔問題〕年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。(○)

〔問題〕年金給付は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(×) それぞれの月までの分を支払う。 ⇒ それぞれの前月までの分を支払う。

〔問題〕受給権者の申出による年金給付の支給停止は、いつでも撤回することができ、過去に遡って給付を受けることができる。

(×) 将来に向かって撤回できるのであり、過去に遡って給付を受けることはできない。

[問題] 遺族基礎年金を受給している子が、婚姻したときは遺族基礎年金は失権し、婚姻した日の属する月の前月分までの遺族基礎年金が支給される。

(×) 婚姻した日の属する月の前月分まで⇒婚姻した日の属する月分まで

法 18 条の 3 死亡の推定 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★★	—	—	★

★：択一式 (H7. 12. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が **3 カ月間** 分らない場合又はこれらの者の死亡が **3 カ月以内** に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。

航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった者の生死が **3 カ月間** 分らない場合又はこれらの者の死亡が **3 カ月以内** に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

ポイント 法 18 条の 3 死亡の推定

[問題] 冬山の登山中に行方不明になり、その者の生死が 3 カ月間分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用について、行方不明となった日にその者は死亡したものと推定される。 (×) 死亡の推定は、船舶及び航空機のみ

[問題] 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に【 ① 】となった者の生死が【 ② 】カ月間分らない場合又はこれらの者の死亡が【 ② 】カ月以内に明らかとなり、かつ、その【 ③ 】が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは【 ① 】となった日又はその者が【 ① 】となった日に、その者は、死亡したものと推定する。

①行方不明 ②3 ③死亡の時期

[問題] 航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった者の生死が3か月間分らない場合又はこれらの者の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。(○)

[問題] 船舶又は航空機の事故以外の事由によって行方不明となった場合は、民法の失踪の規定が適用される。(○)

[問題] 自動二輪車でヨーロッパ大陸横断中に行方不明になり、その者の生死が3か月間分らない場合には、行方不明となったその日にその者は死亡したものと推定される。

(×) 死亡の推定は、船舶および航空機の場合のみである。

[問題] 船舶が行方不明になった際に現にその船舶に乗船し、行方不明となった者の生死が分らない場合は、その船舶が行方不明となった日から3か月を経過した日にその者は死亡したものと推定する。

(×) 3か月を経過した日⇒船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日

[問題] 船舶に乗っていた者がその船舶の航行中に行方不明となり、その生死が1か月間分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、行方不明となった日に、その者が死亡したものと推定する。

(×) 1か月間⇒3か月間

[問題] 普通失踪の場合は、民法の原則どおり、行方不明になってから7年を経過した日に死亡したものとみなされる。(○)

[問題] 民法の規定による失踪宣告があり、行方不明になってから7年を経過した日が死亡日とみなされた場合、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用における生計維持関係、被保険者資格及び保険料納付要件については、行方不明になった日を死亡日として取り扱う。(○)

法 19 条 未支給年金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	★	★	★★	—	★	★★

★：択一式 (H6. 8. 13. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

ポイント 法 19 条 未支給年金

〔問題〕年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は【 ① 】であって、その者の死亡の当時その者と【 ② 】していたものは、【 ③ 】で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

①これらの者以外の三親等内の親族 ②生計を同じく ③自己の名

〔問題〕老齢基礎年金の支給を受けている者が平成 29 年 2 月 27 日に死亡した場合、未支給年金請求者は、死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給されていない同年 1 月分と 2 月分の年金を未支給年金として請求することができる。

(×) 2 月分の年金が未支給年金 2 月 15 日の入金分は前年 12 月と 1 月分

〔問題〕65 歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格を満たしていたが、裁定を受けていなかった 68 歳の夫が死亡した場合、生計を同じくしていた 65 歳の妻は、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金を未支給年金として受給することができる。

(○) 裁定請求をしていなくても未支給年金を受給することは可能

〔問題〕上記の場合、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金は、妻自身の名で請求し、夫が 65 歳に達した日の属する月の翌月分から死亡月の分までの受け取るはずであった年金を受け取ることになる。(○)

[問題] 未支給の年金を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。(○)

[問題] 老齢基礎年金の受給権者が裁定請求をしないまま死亡した場合、未支給年金を請求することができる。(○)

[問題] 年金給付の受給権者が死亡した場合で、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき、自己の名で、その未支給年金の支給を請求することができる者は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族であって、当該受給権者の死亡当時その者により生計を維持されていた者に限る。

(×) 生計を維持されていた者⇒生計を同じくしていた者

法 20 条 1 項 併給の調整 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	★	★	★★	★	—	—	★★

★：択一式 (H11. 12. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント 法 20 条の 1 併給の調整

[問題] 障害等級 3 級の障害厚生年金の受給権者が 65 歳となり老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を取得した場合、この者は、障害等級 3 級の障害厚生年金と老齢基礎年金を併給して受けることを選択することができる。(×) 障害厚生年金と老齢基礎年金を併給して受けることはできない。

[問題] 障害基礎年金の受給権者が 65 歳に達し、その時点で老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を有する場合、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給か老齢基礎年金と老齢厚生年金の併給かを選択することができる。(○)

〔問題〕 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金は、一人一年金の原則により、併給することはできない。(○)

〔問題〕 老齢基礎年金と付加年金は併給することができる。(○)

〔問題〕 障害基礎年金の受給権者が老齢基礎年金の受給権を取得したときは、その者の選択によりどちらか一方の年金を支給し、他方の年金の受給権は消滅する。

(×) 消滅⇒支給停止

〔問題〕 併給の調整により支給を停止された年金給付について、いわゆる選択替えをすることができるのは、毎年、厚生労働大臣が受給権者に係る現況の確認を行う際に限られる。(×) 選択替えはいつでもすることができる。

〔問題〕 65 歳以上の場合は、下記の併給が可能である。(○)

- 老齢基礎年金 + 遺族厚生年金
- 障害基礎年金 + 老齢厚生年金
- 障害基礎年金 + 遺族厚生年金

〔問題〕 基礎年金と厚生年金の併給調整

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	併給可能	併給不可	【 ① 】
障害基礎年金	【 ① 】	併給可能	【 ① 】
遺族基礎年金	併給不可	併給不可	併給可能

①65 歳以上の場合、併給可能

〔問題〕 65 歳未満の繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者が、遺族厚生年金の受給権を取得した場合には、その翌月から 65 歳に達するまでの間についても、繰り上げにより減額された老齢基礎年金と遺族厚生年金を併給することができる。

(×) 65 歳未満の繰上げ支給の老齢基礎年金は、遺族厚生年金と併給することはできない。

〔問題〕 65 歳以上の者に支給される障害基礎年金と老齢厚生年金は併給される。(○)

[問題] 65 歳以上の老齢基礎年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、併給の調整によりどちらか一方の年金給付は支給停止される。

(×) 65 歳以上の場合、老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給可能

[問題] 65 歳以上の老齢基礎年金の受給権者が、遺族厚生年金を併給するときには、付加年金は支給停止される。

(×) 付加年金は支給停止されない。

法 21 条 年金の支払いの調整 法 21 条の 2 充当による調整 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	★	—	—	—	—	★

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント

法 21 条 年金の支払いの調整 法 21 条の 2 充当による調整

[問題] 夫婦ともに老齢基礎年金のみを受給していた世帯において、夫が死亡しその受給権が消滅したにもかかわらず、死亡した月の翌月以降の分として老齢基礎年金の過誤払が行われた場合、死亡した夫と生計を同じくしていた妻に支払う老齢基礎年金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(×) 返還金債権への充当の適用が可能なのは、遺族基礎年金の場合のみ

[問題] 遺族である子が 2 人で受給している遺族基礎年金において、1 人が婚姻したことにより受給権が消滅したにもかかわらず、引き続き婚姻前と同額の遺族基礎年金が支払われた場合、過誤払として、もう 1 人の遺族である子が受給する遺族基礎年金の支払金の金額を返還すべき年金額に充当することができる。

(×) 婚姻により受給権が消滅した場合は、充当不可

[問題] 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。(○)

[問題] 遺族基礎年金の受給権者が同一の支給事由に基づく他の遺族基礎年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族基礎年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合で、当該弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。(○)

[問題] 内払いが同一人についての調整であるのに対して、充当は受給権者が異なる場合に適用される。また、充当の適用があるのは、遺族基礎年金にかかる場合だけである。(○)

[問題] 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の【 ① 】が行われた場合において、当該【 ① 】による返還金に係る債権（【 ② 】）に係る【 ③ 】をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、当該年金給付の支払金の金額を当該【 ① 】による【 ② 】の金額に【 ④ 】することができる。

①過誤払 ②返還金債権 ③債務の弁済 ④充当

法 22 条 損害賠償請求権 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第 3 者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第 3 者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② ①の場合において、受給権者が第 3 者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。

ポイント

法 22 条 損害賠償請求権

〔問題〕政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その【 ① 】で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を【 ② 】する。

前項の場合、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その【 ③ 】で、給付を行う責を【 ④ 】。

①給付の価額の限度 ②取得 ③価額の限度 ④免れる

〔問題〕事故が第三者の行為によつて生じ、政府が、給付を行った場合に、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することを代位取得という。(○)

〔問題〕受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で給付を行う責を免れることを免責という。(○)

〔問題〕死亡一時金については、当該給付の支給事由となった事故について受給権者が損害賠償を受けた場合であっても、損害賠償額との調整は行われぬ。(○)

法 23 条 不正利得の徴収 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (—)



【条文】

偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

ポイント

法 23 条 不正利得の取得

[問題] 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部をその者から徴収することができる。

(×) 全部又は一部

法 24 条 受給権の保護 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H8. 13. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

ポイント

法 24 条 受給権の保護

[問題] 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、【 ① 】を受ける権利を別に法律で定めるところにより【 ② 】に供する場合及び【 ③ 】又は【 ④ 】を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

①年金給付 ②担保 ③老齢基礎年金 ④付加年金

[問題] 給付を受ける権利は、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合を除き、担保に供することはできない。(○)

[問題] 給付を受ける権利は、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより譲渡する場合を除き、譲り渡すことはできない。

(×) 年金給付を受ける権利の譲渡は、例外なくできない。

[問題] 独立行政法人福祉医療機構は、厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことができる機関である。(○)

[問題] 独立行政法人労働者健康安全機構は、厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことができる機関である。

(×) 独立行政法人労働者健康安全機構⇒独立行政法人福祉医療機構

[問題] 財団法人年金融資福祉サービス協会は、厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことができる機関である。

(×) 財団法人年金融資福祉サービス協会⇒独立行政法人福祉医療機構

[問題] 財団法人年金融資福祉サービス協会は、厚生年金保険等の年金受給者が、独立行政法人福祉医療機構が行う年金受給権を担保とする融資を受けるときに、個人の連帯保証人に代わり協会が連帯保証人を引き受ける事業などを行っている。(○)

法 25 条 公課の禁止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (—)



【条文】

租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

ポイント

法 25 条 公課の禁止

[問題] 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、【 ① 】及び【 ② 】については、この限りでない。

①老齢基礎年金 ②付加年金

法 26 条 老齢基礎年金の支給要件 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (H15)



【条文】 (平成 30 年 法改正)

老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間 (学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)を有する者が **65 歳**に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が **10 年**に満たないときは、この限りでない。

ポイント

法 26 条 老齢基礎年金の支給要件

[問題] 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間 (【 ① 】の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)を有する者が

【 ② 】歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が【 ③ 】年に満たないときは、この限りでない。

①学生納付特例 ②65 ③10

[問題] 老齢基礎年金の支給要件は、下記のとおりである。

- (1) 保険料納付済期間又は【 ① 】（学生納付特例期間を除く。）を有すること
 - (2) 【 ② 】歳に達していること
 - (3) 受給資格期間（保険料納付済期間＋保険料免除期間≧【 ③ 】年）を満たしていること
- ①保険料免除期間 ②65 ③10

[問題] 65 歳に到達する日とは、65 歳の誕生日である。

(×) 誕生日の前日

[問題] 学生納付特例期間は、受給資格期間として算入される。(○)

[問題] 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者は、旧法の規定が適用されるため、老齢基礎年金は支給されない。(○)

[問題] 原則として、昭和 61 年 3 月 31 日において、旧厚生年金保険法が支給する老齢給付等の受給権を有していた者は、老齢基礎年金は支給されない。(○)

[問題] 受給資格期間（保険料納付済期間＋保険料免除期間≧10 年）を満たしていない者であっても、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合算した期間が、25 年以上である者は、受給資格期間をみなしたものとみなされる。(○)

法 5 条 1 項 保険料納付済期間 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H6.8) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 5 条 1 項 保険料納付済期間

[問題] 保険料納付済期間には、督促及び滞納処分により保険料が納付された期間を含む。(○)

[問題] 保険料納付済期間及び保険料免除期間（学生納付特例を除く）を有さないものであっても、合算対象期間および学生納付特例による被保険者期間のみで振替加算相当額の老齢基礎年金が支給される場合がある。（○）

[問題] 大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者であって、65 歳に達した日において、合算対象期間といわゆる学生納付特例による被保険者期間を合計した期間が 10 年あり、かつそれ以外の被保険者期間はすべて保険料未納期間である者が、振替加算の要件に該当する場合は、振替加算相当額の老齢基礎年金が支給される。（○）

[問題] 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間の厚生年金保険の被保険者期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に関して、そのすべての期間が国民年金の保険料納付済期間とみなされる。

(×) すべての期間ではなく、20 歳以上 60 歳未満の期間

[問題] 国民年金の保険料納付済期間とされた厚生年金保険の第三種被保険者（坑内員又は船員）期間については、その期間に 3 分の 4 を乗じて得た期間を保険料納付済期間として、老齢基礎年金の額が計算される。

(×) 老齢基礎年金の額の計算については、3 分の 4 を乗じる処理はしないので誤り。

[問題] 厚生年金保険の第 3 種被保険者にかかる被保険者期間の受給資格期間の計算においては、所定の数が増られる。（○）

○昭和 61 年 3 月 31 日までの間…3 分の 4 倍

○昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの間…5 分の 6 倍

法 5 条 2 項 保険料免除期間 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

国民年金法において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料 4 分の 3 免除期間、保険料半額免除期間及び保険料 4 分の 1 免除期間を合算した期間をいう。

ポイント

法 5 条 2 項 保険料免除期間

[問題] この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料 4 分の 3 免除期間、保険料半額免除期間及び保険料 4 分の 1 免除期間を合算した期間をいう。

(○)

[問題] 保険料全額免除を受けた期間のうち保険料を追納した期間は、保険料納付済期間とされる。(○)

法附則 7 条 1 項 合算対象期間 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★★	—	★★	—	★★	★	—	★	—

★：択一式 (H6. 7. 8. 9. 10. 13. 14. 16. 18) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 7 条 1 項 合算対象期間

[問題] 合算対象期間は、受給資格期間には算入するが、老齢基礎年金の額には反映しない期間である。(○)

【問題】 第 2 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の
【 ① 】 歳に達した日の属する月前の期間及び【 ② 】 歳に達した日の属する月以後
の期間に係る当該保険料納付済期間は、保険料納付済期間に算入せず、【 ③ 】 に算入
する。

①20 ②60 ③合算対象期間

【昭和 61 年 4 月 1 日以後の期間…合算対象期間】

【問題】 在外邦人で、国民年金に任意加入できた期間のうち、20 歳以上 65 歳未満の期間
(×) 20 歳以上 60 歳未満

【問題】 任意加入とされていた平成 5 年 3 月 31 日までの学生等であった期間のうち任意加
入していなかった 20 歳以上 60 歳未満の期間

(×) 平成 5 年⇒平成 3 年

【問題】 第 2 号被保険者期間のうち、20 歳に達した日の属する月前及び 65 歳に達した日
の属する月以後の期間

(×) 65 歳⇒60 歳

【問題】 第 2 号被保険者としての被保険者期間のうち 20 歳未満及び 60 歳以上の期間は、
合算対象期間とされる。(○)

【問題】 任意加入により国民年金の被保険者になることができる 20 歳以上 65 歳未満の在
外邦人が被保険者にならなかった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されない。

(×) 20 歳以上 60 歳未満の在外邦人で任意加入できる期間のうち被保険者とならなかつ
た期間は、合算対象期間

【昭和 36 年 4 月 1 日以後昭和 61 年 4 月 1 日前の期間…合算対象期間】

【問題】 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日の間の 20 歳未満又は 60 歳以上の厚生
年金保険の被保険者期間 (○)

【問題】 旧国民年金法の任意加入の規定により国民年金の被保険者となることができた 20
歳以上 60 歳未満の期間 (○)

〔問題〕 第 2 号厚生年金被保険者期間、第 3 号厚生年金被保険者期間又は第 4 号厚生年金被保険者期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日の前日において、共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の年金額の計算になった期間で、昭和 36 年 4 月 1 日以後の期間 (○)

〔問題〕 昭和 61 年 4 月 1 日前の厚生年金保険法に規定する各号の厚生年金被保険者期間及び船員保険の被保険者期間のうち、20 歳未満の期間及び 60 歳以後の期間のうち昭和 36 年 4 月 1 日以後の期間 (○)

〔問題〕 脱退手当金の支給を受けた者が、昭和 61 年 4 月 1 日から 65 歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となった期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日以後の期間 (○)

〔問題〕 昭和 61 年 3 月 31 日までに旧船員保険法による脱退手当金を受けた者が、昭和 61 年 4 月 1 日の施行日から 65 歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎になった期間のうち昭和 36 年 4 月 1 日以後の期間 (○)

〔問題〕 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間のうち、共済組合が支給した退職一時金であって政令で定めるものの計算の基礎となった期間 (○)

〔問題〕 国会議員であったために国民年金の適用を除外されていた昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までの期間は、合算対象期間とされない。

(×) 60 歳未満の期間については、合算対象期間とされる。

〔問題〕 国会議員であった期間 (60 歳以上であった期間に係るものを除く。) のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までの期間に係るものは合算対象期間とされる。
(○)

〔問題〕 60 歳以上 65 歳未満の期間を含む国会議員であった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日までの期間は、老齢基礎年金の合算対象期間に算入される。

(×) 60 歳以上 65 歳未満の期間を含む⇒60 歳以上であった期間を除く

〔問題〕 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた 20 歳以上 60 歳未満の期間 (○)

〔問題〕昭和 36 年 5 月 1 日以後に 20 歳に達した日の翌日から 65 歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者の下記のいずれかに該当する期間（20 歳以上 60 歳未満の期間）（○）

- (1) 日本国内に住所を有していた期間で、国民年金の被保険者とならなかった期間（昭和 56 年 12 月 31 日までの間）
- (2) 日本国内に住所を有しなかった期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から当該日本国籍を取得した日の前日までの間

【昭和 36 年 4 月 1 日前の期間…合算対象期間】

〔問題〕第 1 号厚生年金被保険者期間であって、昭和 36 年 4 月 1 日以後に公的年金の加入期間がある者で、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間の第 1 号厚生年金被保険者期間と通算した期間が 1 年以上あるもの（通算対象期間）で昭和 36 年 4 月 1 日前の期間は合算対象期間である。（○）

〔問題〕第 2 号厚生年金被保険者期間、第 3 号厚生年金被保険者期間又は第 4 号厚生年金被保険者期間のうち、昭和 36 年 3 月 31 日まで引き続いた期間であって、昭和 36 年 4 月 1 日以後も引き続き当該期間であり、その期間が 1 年以上あるもので昭和 36 年 4 月 1 日前の期間は合算対象期間である。（○）

〔問題〕昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間に通算対象期間を有しない者が、昭和 61 年 4 月 1 日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至った場合におけるその者の第 1 号厚生年金被保険者期間のうち、昭和 36 年 4 月 1 日前の期間は、合算対象期間とする。（○）

法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例 (生年月日による特例) (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (H16)



【条文】平成 29 年 8～ 法改正 (遺族基礎年金の長期要件に限る)

(略)

ポイント法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例 (生年月日による特例)

[問題] 生年月日による特例

生年月日	期間
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	【 ① 】 年
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	22 年
昭和 3 年 4 月 2 日～昭和 4 年 4 月 1 日	23 年
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日	【 ② 】 年

①21 ②24

[問題] 昭和 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者は、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 21 年から 24 年あれば、遺族基礎年金の受給資格期間を満たしたものと取り扱われる。

(×) 昭和 15 年 4 月 1 日以前⇒昭和 5 年 4 月 1 日以前

法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例 (厚生年金保険の加入期間の特例) (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】平成 29 年 8～ 法改正 (遺族基礎年金の長期要件に限る)

(略)

ポイント

法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例

[問題] 厚生年金保険の加入期間の特例

生年月日	期間
昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前	【 ② 】年
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	21 年
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	22 年
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	23 年
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和【 ③ 】年 4 月 1 日	【 ④ 】年

①27 ②20 ③31 ④24

[問題] 昭和 27 年 5 月 1 日に生まれた者で、第 1 号厚生年金保険の被保険者期間が 21 年ある者が 65 歳に達したときは、遺族基礎年金が支給される。(○)

[問題] 昭和 25 年 4 月 1 日に生まれた者で、第 3 号厚生年金被保険者期間が 20 年以上ある者は、遺族基礎年金の支給要件を満たす。(○)

[問題] 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて 20 年から 24 年以上あれば、遺族基礎年金の受給資格期間を満たす。(○)

法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例 (中高齢の期間短縮措置) (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



【条文】平成 29 年 8～ 法改正 (遺族基礎年金の長期要件に限る)

(略)

ポイント

法附則 12 条 1 項 受給資格期間の短縮特例

[問題] 厚生年金保険の中高齢の期間短縮措置

生年月日	期間
昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前	【 ② 】年
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	16 年
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	17 年
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	18 年
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和【 ③ 】年 4 月 1 日	【 ④ 】年

①22 ②15 ③26 ④19

[問題] 40 歳 (女子については、【 ① 】歳) に達した月以後の第 1 号厚生年金被保険者期間保険の被保険者期間が、生年月日に応じた別表の期間以上である場合には、受給資格期間を満たすこととする。ただし、このうち、【 ② 】以上は、第 4 種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外のものでなければならない。 ①35 ②7 年 6 月

[問題] 【 ① 】歳に達した月以後の第 3 種被保険者期間 (坑内員及び船員である第 1 号厚生年金被保険者) 又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じた別表の期間以上である場合には、受給資格期間を満たすこととする。ただし、このうち、【 ② 】年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外のものでなければならない。

①35 ②10

[問題] 昭和 24 年 12 月 21 日に生まれた男子であって、40 歳以後の第 1 号厚生年金被保険者期間が 18 年 (このうち 10 年以上は第 4 種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外のものであることとする。) である者は遺族基礎年金の受給資格期間を満たす。

(×) 10 年以上⇒7 年 6 カ月

[問題] 昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた女子であって、35 歳に達した日以後の第 1 号厚生年金被保険者期間が生年月日に応じて 15 年から 19 年（このうち 7 年 6 か月以上は第 4 種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外のものでなければならない。）あれば、遺族基礎年金の受給資格期間を満たす。（○）

[問題] 昭和 26 年 4 月 1 日以前に生まれた男子については、40 歳以降の第 1 号厚生年金被保険者期間が、生年月日に応じて 15 年から 19 年以上あれば、遺族基礎年金の受給資格期間を満たす。ただし、この特例を受けるためには、この期間のうち 7 年 6 か月以上は、第 4 種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外の期間でなければならない。（○）

法 27 条 年金額 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	★★	★	—

★：択一式 (H12. 13. 15. 18. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



老齢基礎年金の額は、780,900 円に改定率を乗じて得た額とする。

ポイント

法 27 条 年金額

[問題] 老齢基礎年金の額は、【 ① 】円に改定率を乗じて得た額とする。

①780,900

[問題] 学生等の納付特例を受けた期間又は保険料納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金及び寡婦年金の年金額の算定対象から除外される。（○）

[問題] 保険料 4 分の 1 免除期間については、当該期間の月数（480 から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の 8 分の 5 に相当する月数が年金額に反映される。（×）8 分の 5⇒8 分の 7

[問題] いわゆる学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。（○）

法 27 条の 2 新規裁定者の改定率の改定 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)

【条文】



- ① 平成 16 年度における改定率は、1 とする。
- ② 改定率については、毎年度、物価変動率に実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じて得た率（「名目手取り賃金変動率」）を基準として改定し、当該年度の 4 月以降の年金たる給付について適用する。

ポイント

法 27 条の 2 新規裁定者の改定率の改定

[問題] 平成 16 年度における改定率は、【 ① 】とする。

①1

[問題] 改定率については、毎年度、【 ① 】に実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じて得た率（【 ② 】）を基準として改定し、当該年度の【 ③ 】月以降の年金たる給付について適用する。

①物価変動率 ②名目手取り賃金変動率 ③4

[問題] 改定率＝前年度の改定率×【 ① 】

①名目手取り賃金変動率

法 27 条の 3 既裁定者の改定率の改定 (－)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)

【条文】



受給権者が 65 歳に達した日の属する年度の初日の属する年の 3 年後の年の 4 月 1 日の属する年度以後において適用される改定率（「基準年度以後改定率」）の改定については、物価変動率を基準とする

ポイント**法 27 条の 3 既裁定者の改定率の改定**

[問題] 受給権者が【 ① 】歳に達した日の属する年度の初日の属する年の【 ② 】年後の年の 4 月 1 日の属する年度以後において適用される改定率（【 ③ 】）の改定については、【 ④ 】を基準とする。

①65 ②3 ③基準年度以後改定率 ④物価変動率

[問題] 基準年度とは、受給権者が 68 歳に到達する年度をいう。（○）

法 27 条の 4 新規裁定者の調整期間における改定率の改定（－）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

【条文】



調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、**1**を基準とする。

ポイント**法 27 条の 4 新規裁定者の調整期間における改定率の改定**

[問題] 調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、1 を基準とする。（○）

[問題] 調整率＝公的年金被保険者総数変動率×【 ① 】

①0.997

法附則 14 条 1 項 振替加算 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★★	★★	—	—	—	—	★★	★	—

★：択一式 (H6. 9. 12. 13. 15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント

法附則 14 条 1 項 振替加算

〔問題〕 老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正 15 年 4 月 2 日から昭和【 ① 】年 4 月 1 日までの間に生まれた者であって、【 ② 】歳に達した日において、一定の配偶者によって生計を維持していたとき（当該 65 歳に達した日の前日において当該配偶者がその受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となっていた場合に限る。）は、老齢基礎年金の額に、【 ③ 】円に規定する改定率にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者(原則として、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が【 ④ 】以上であるものに限る。)

(2) 【 ⑤ 】厚生年金又は【 ⑤ 】共済年金の受給権者（当該【 ⑤ 】厚生年金又は当該【 ⑤ 】共済年金と同一の支給事由に基づく【 ⑤ 】基礎年金の受給権を有する者に限る。）

①41 ②65 ③224,700 ④240 ⑤障害

〔問題〕 大正 15 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者（多くの場合、妻）に振替加算がされるのであるが、224,700 円に改定率を乗じて得た額に、その者（当該老齢基礎年金の受給権者）の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額が振替加算額となる。（○）

〔問題〕 老齢基礎年金の支給の繰上げの請求をした場合であっても、振替加算額については、受給権者が 65 歳に達した日以後でなければ加算は行われぬ。（○）

〔問題〕 老齢基礎年金に振り替えられた振替加算は、振替後に離婚した場合は、離婚を理由に振替加算は停止される。

(×) 離婚した場合でも継続して振替加算が加算される。

[問題] 振替加算は、夫婦の一方が新法適用者であれば一定の要件に該当すれば、振替加算が行われる。

(×) 夫婦共に新法適用者の場合に適用

[問題] 振替加算の支給開始時期は、老齢基礎年金の受給権者が 65 歳に達した日の属する月に権利が発生し、当該月から支給が開始される。

(×) その翌月から支給が開始

[問題] 振替加算の額は、配偶者の生年月日が遅いほど（若い）ほど、金額が少なくなる。

(×) 配偶者⇒受給権者

[問題]

老齢基礎年金の【 ① 】の生年月日	振替加算額
大正【 ② 】年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	224,700 円×改定率×【 ④ 】
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	224,700 円×改定率×0.973
(中略)	
昭和 40 年 4 月 2 日～昭和【 ③ 】年 4 月 1 日	224,700 円×改定率×0.067

①受給権者 ②15 ③41 ④1

[問題] 振替加算の金額は、224,700 円に改定率を乗じて得た額に、老齢厚生年金等の受給権者である配偶者の生年月日に応じて定められた率を乗じた額である。

(×) 老齢厚生年金等の受給権者である配偶者の生年月日⇒老齢基礎年金の受給権者の生年月日

[問題] 振替加算の対象となる老齢基礎年金の受給権者が老齢厚生年金（年金額の計算の基礎となる被保険者期間等の月数が 240（中高齢の期間短縮措置に該当する場合は、その期間）以上であることが必要）その他老齢又は退職を支給事由とする給付が受けられる場合は、振替加算は行われない。（○）

[問題] 振替加算額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されているものを除く）の支給を受けることができるときは、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。（○）

[問題] 老齢厚生年金の受給権者の配偶者が、当該老齢厚生年金の受給権が発生した当時、65歳を超えている場合は振替加算の対象とされない。

(×) 振替加算の対象対象になる。妻が年上であり 65歳を超えている場合

[問題] 遺族基礎年金の支給を受けている者に老齢基礎年金の受給権が発生したときは、いずれかを選択することになるが、遺族基礎年金を選択した場合であっても、振替加算の加算要件を満たす場合には、当該遺族基礎年金の額に振替加算相当額が加算される。

(×) 遺族基礎年金に加算されることはない。

[問題] 老齢厚生年金または障害厚生年金の加給年金額の計算の基礎となっていた配偶者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、その者の老齢基礎年金の額に加算額を加算する特例が設けられている。(○)

[問題] 振替加算が行われている老齢基礎年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有するときに、当該障害基礎年金の全額につき支給が停止されている場合においても、振替加算に相当する部分の支給は停止される。

(×) 障害基礎年金の全額につき支給が停止されている場合、振替加算に相当する部分の支給は停止されない。

[問題] 振替加算額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等（その全額につき支給停止されているものを除く）の支給を受けられることができるときは、その間、振替加算額に相当する部分の支給を停止する。(○)

[問題] 振替加算が加算された老齢基礎年金を受給している者であって、その者が障害基礎年金等の障害を事由とする年金給付を受給できるとき（当該障害基礎年金は支給停止されていない。）は、その間当該加算に相当する額が支給停止される。(○)

法附則 9 条の 2 第 1 項 全部繰上げ (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	☆	★	★★	★	—	★★	★	—	★★

★：択一式 (H6. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 16. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて、**60 歳以上 65 歳未満**であるもの（任意加入被保険者でないものに限るものとし、老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、**65 歳**に達する前に、**厚生労働大臣**に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、受給資格期間を満たしていない場合は、この限りでない。

ポイント

法附則 9 条の 2 第 1 項 全部繰上げ

〔問題〕 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて、【 ① 】歳未満であるもの（任意加入被保険者でないものに限るものとし、老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、【 ② 】歳に達する前に、【 ③ 】に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、受給資格期間を満たしていない場合は、この限りでない。

①60 歳以上 65 ②65 ③厚生労働大臣

〔問題〕 繰上げ支給の老齢基礎年金は、60 歳以上 65 歳未満の者が 65 歳に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をしたときに、その請求があつた日の属する月の分から支給される。

(×) 「月の分から支給される。」⇒「月の翌月分から支給される。」

〔問題〕 64 歳に達した日の属する月に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすると、繰上げ請求月から 65 歳到達月の前月までの月数が 12 となるので、当該老齢基礎年金の額は、65 歳から受給する場合に比べて 8.4 % 減額されることになる。

(×) 「8.4%」⇒「6.0%」

〔問題〕 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者は、任意加入期間中であっても厚生労働大臣に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をすることができる。

(×) 任意加入被保険者は請求することができない。

〔問題〕 国民年金の任意加入被保険者については、生年月日にかかわらず老齢基礎年金の支給繰上げ請求をすることはできない。(○)

〔問題〕 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、任意加入被保険者になることができない。(○)

〔問題〕 老齢基礎年金の支給繰上げの請求をする者が、老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる場合は、同時に老齢厚生年金の支給繰上げの請求を行わなければならない。(○)

〔問題〕 繰上げ支給を受けると、国民年金法第 36 条第 2 項ただし書き（その他障害の程度と併せて障害の程度が 2 級以上に該当したことによる支給停止解除）に係る請求ができなくなる。(○)

〔問題〕 繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受ける者は、65 歳に達する前であっても、事後重症による障害基礎年金の支給を請求することができる。

(×) 請求することはできない。

〔問題〕 繰上げ支給を受けると、寡婦年金は支給停止される。

(×) 支給停止ではなく、消滅する。

〔問題〕 寡婦年金の受給権を有する者が支給繰上げの請求をし、老齢基礎年金の受給権を取得すると、寡婦年金の受給権は消滅する。(○)

〔問題〕 支給繰上げの請求をした場合は、付加年金についても同時に繰上げ支給され、老齢基礎年金と同じ減額率で減額される。(○)

[問題] 老齢基礎年金の支給の繰上げにかかる減額率は、【 ① 】に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から【 ② 】歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率である。ただし、昭和【 ③ 】年4月1日以前に生まれた者には異なる減額率が適用される。

①1000分の5 ②65 ③16

[問題] 繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日の翌日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給される。

(×) 請求のあった日に発生

[問題] 昭和16年4月1日以前に生まれた者に係る繰上げ支給の老齢基礎年金の額に係る減額率は、年単位で適用される。(○)

法附則 9 条の 2 の 2 一部繰上げ (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて、一定の要件に該当するもの（60 歳以上の者であつて、かつ、国民年金の任意加入被保険者でないものに限る。）は、当分の間、厚生労働大臣に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、受給資格期間を満たしていない場合は、この限りでない。

ポイント 法附則 9 条の 2 の 2 一部繰上げ

〔問題〕 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて、一定の要件に該当するもの（【 ① 】歳以上の者であつて、かつ、国民年金の【 ② 】でないものに限る。）は、当分の間、【 ③ 】に老齢基礎年金の一部の支給繰上げの【 ④ 】をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、受給資格期間を満たしていない場合は、この限りでない。

①60 ②任意加入被保険者 ③厚生労働大臣 ④請求

法 28 条 1 項 支給の繰下げ (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	☆☆	★	★	★	—	—	★★	—	★

★：択一式 (H8. 9. 10. 14. 15. 17) ☆：選択式 (一)



【条文】

老齢基礎年金の受給権を有する者であつて 66 歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。

ポイント

法 28 条 1 項 支給の繰下げ

〔問題〕 老齢基礎年金の受給権を有する者であって【 ① 】歳に達する前に当該老齢基礎年金を【 ② 】していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの【 ③ 】をすることができる。

①66 ②請求 ③申出

〔問題〕 付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行ったときは、付加年金についても支給が繰り下げられ、この場合の付加年金の額は、老齢基礎年金と同じ率で増額される。(○)

〔問題〕 66 歳に達した日後に次の各号に掲げる者が支給の繰下げの申出をしたときは、当該各号に定める日において、支給の繰下げの申出があったものとみなす。(○)

- (1) 70 歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者…他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
- (2) 70 歳に達した日後にある者 ((1)に該当する者を除く。) …70 歳に達した日の属する月の翌月

〔問題〕 支給の繰下げの申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。ただし、70 歳に達した日後にある者の場合、みなし規定により【 ① 】からとなる。

①70 歳に達した日の属する月の翌月

〔問題〕 65 歳で老齢基礎年金の受給権を取得した者（昭和 18 年 4 月 2 日生まれ）が 72 歳のときに繰下げ支給の申出をした場合は、当該申出のあった日の属する月の翌月分から老齢基礎年金の支給が開始され、増額率は 42%となる。

(×) 申出のあった日の属する月の翌月分から⇒70 歳に達した日の属する月の翌月から

〔問題〕 66 歳に達した日後に他の年金たる給付の受給権者となった者が、他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日以後は、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることはできない。

(×) 申出をすることができる。

〔問題〕 老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、当該年金の受給権を取得した日の属する月から当該申出を行った日の属する月までの月を単位とする期間に応じて一定率の加算をした額が支給される。

(×) 申出を行った日の属する月まで⇒申出を行った日の属する月の前月まで

〔問題〕 支給の繰下げの際に加算する額は、年金額に増額率（【 ① 】に当該年金の受給権を取得した日の属する月から当該年金の支給の繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（当該月数が【 ② 】を超えるときは、【 ② 】）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額である。

①1000 分の 7 ②60

〔問題〕 65 歳に達した日に老齢基礎年金の受給権を取得した者（昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた者に限る。）の当該年金額は、68 歳に達した日に支給繰り下げの申出をしたときは、25.2%増額され、70 歳に達した日に支給繰り下げの申出をしたときは、42.0%増額される。（○ 36 カ月×1000 分の 7=25.2）

〔問題〕 振替加算の受給対象者が老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、振替加算も繰下げ支給され、当該振替加算額に政令で定める増額率を乗じて得た額が加算される。

(×) 加算されない。

〔問題〕 老齢基礎年金の繰下げの申出をした場合には、付加年金の支給についても繰下げられるが、付加年金の額は、老齢基礎年金と同率には増額されない。

(×) 同率で増額される。

〔問題〕 老齢基礎年金の支給を繰上げ又は繰下げる者に対して、付加年金を支給するときは、付加年金も老齢基礎年金と同様に繰上げ、繰下げて支給されるが、その際減額率、増額率は適用されない。

(×) 減額率、増額率がともに適用

法 29 条 失権（－）

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

★：択一式（H8） ☆：選択式（－）

**【条文】**

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

ポイント**法 29 条 失権**

[問題] 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。（○）

法 30 条 原則の障害基礎年金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	★★	—	★	★	★	★

★：択一式 (H7. 8. 12. 14. 15. 19) ☆：選択式 (H15)



【条文】

① 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（「傷病」）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（「初診日」）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して **1 年 6 月を経過した日**（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、「障害認定日」）において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の **3 分の 2** に満たないときは、この限りでない。

(1) 被保険者であること。

(2) 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、**60 歳以上 65 歳未満** であること。② 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから **1 級及び 2 級** とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

ポイント 法 30 条 原則の障害基礎年金

[問題] 障害基礎年金には、下記のとおり 4 種類の給付がある。(○)

○原則の障害基礎年金 (法 30 条)

○事後重症による障害基礎年金 (法 30 条の 2)

○基準障害による障害基礎年金 (法 30 条の 3)

○20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金 (法 30 条の 4)

[問題] 精神の障害は、障害基礎年金の対象となる障害に該当しない。

(×) 該当する場合がある。

〔問題〕 被保険者であった者が 60 歳以上 65 歳未満の間に傷病に係る初診日がある場合であって、当該初診日において、日本国内に住所を有しないときには、当該傷病についての障害基礎年金が支給されることはない。なお、当該傷病以外に傷病は有しないものとする。(○)

〔問題〕 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（【 ① 】）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該【 ① 】から起算して【 ② 】を経過した日（【 ③ 】）において、その傷病により【 ④ 】に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

ただし、保険料納付要件を満たさないときは、この限りでない。

(1) 被保険者であること。

(2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、【 ⑤ 】歳未満であること。

①初診日 ②1年6月 ③障害認定日 ④障害等級 ⑤60歳以上65

〔問題〕 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。(○)

〔問題〕 障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日要件、障害認定日要件、保険料納付要件を満たすことが必要である。(○)

〔問題〕 初診日要件は下記のとおりである。

(1) 【 ① 】であること

(2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、【 ② 】歳未満であること

①被保険者 ②60歳以上65

〔問題〕 初診日から起算して、1年6か月を経過した日又はその期間後に傷病が治った場合は、その治った日を障害認定日とする。

(×) その期間後⇒その期間内に

〔問題〕 障害認定日とは、初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。））である。(○)

〔問題〕 障害認定日において、その傷病により障害等級 1 級、2 級、3 級に該当することが必要である。

(×) 3 級は含まれない。

〔問題〕 障害等級は、障害の程度に応じて軽いものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるものとする。

(×) 重いほうから 1 級、2 級

〔問題〕 保険料納付要件は、傷病に係る【 ① 】において、当該初診日の属する月の【 ② 】までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ③ 】以上あることが必要である。

①初診日の前日 ②前々月 ③3分の2

〔問題〕 障害基礎年金の保険料納付要件は、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合にのみ問われるので、20 歳未満の者が保険料納付要件を問われることはない。

(×) 20 歳未満の者であっても、保険料納付要件を問われることがあるので誤り。

〔問題〕 初診日が平成 38 年 4 月 1 日前で、当該初診日において 60 歳未満の被保険者については、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料未納期間がなければ、障害基礎年金にかかる保険料納付要件を満たすものとされる。

(×) 60 歳未満⇒65 歳未満

〔問題〕 初診日が平成 28 年 8 月 30 日である場合、平成 28 年 7 月分までの 1 年間のうちに保険料の滞納がなければ、障害基礎年金の保険料納付要件を満たす

(×) 7 月分まで⇒6 月分まで（当該初診日の属する月の前々月）

〔問題〕 障害基礎年金の保険料納付要件は、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合にのみ問われるので、20 歳未満の者が保険料納付要件を問われることはない。

(×) 第 2 号被保険者の場合、20 歳未満であっても被保険者であり、障害基礎年金場合は、保険料納付要件を問われる。

法 30 条の 2 事後重症による障害基礎年金 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	★	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H5. 7. 11. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H)



【条文】

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において法 30 条の(1)及び(2)のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後 65 歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができる。

ポイント

法 30 条の 2 事後重症による障害基礎年金

〔問題〕 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る【 ① 】において法 30 条の①又は②のいずれかに該当した者であつて、【 ② 】において障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後【 ③ 】歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その【 ④ 】に障害基礎年金の支給を請求することができる。

①初診日 ②障害認定日 ③65 ④期間内

〔問題〕 障害認定日において 1 級または 2 級の障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、【 ① 】までの間において、その傷病により 1 級または 2 級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に、いわゆる

【 ② 】による障害基礎年金の支給を請求することができる。

①65 歳に達する日の前日 ②事後重症

〔問題〕 事後重症による障害基礎年金は、請求があった月の翌月から支給が開始される。
(○)

〔問題〕 事後重症による障害基礎年金は、65 歳に達する日の前日までの間において、請求しなければ受給権は発生しない。(○)

[問題] 保険料納付等の要件を満たしているが、障害認定日において障害の程度が2級以上に該当しなかった者が、65歳に達する日までに障害の程度が悪化し、2級以上の状態に該当したときは、請求することによって、いわゆる事後重症による障害基礎年金が支給される。

(×) 65歳に達する日⇒65歳に達する日の前日

[問題] 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病の初診日において被保険者であり、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間において、同一の傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になったときは、その者の年齢に関わりなく障害基礎年金の支給を請求することができる。

(×) その者の年齢に関わりなく⇒その期間内（65歳に達する日の前日までの間）

[問題] 初診日に厚生年金保険の被保険者で、保険料納付等の要件を満たし、3級の障害厚生年金の受給権を取得した者が、その後、障害の程度が増進し2級以上となり、65歳に達する日の前日までに障害厚生年金の額の改定が行われたときは、障害基礎年金に係る事後重症の請求を行えば、障害基礎年金の受給権が発生する。

(×) 障害基礎年金の請求があったものとみなされるため、改めて事後重症の請求をすることは不要

[問題] 事後重症による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧法の障害年金の受給権を有していた者には支給されない。(○)

[問題] 障害基礎年金の受給権を有していた者が、平成6年11月9日前に厚生年金保険法の障害等級に不該当のまま3年を経過して受給権を喪失していた場合、同一の傷病により、同日から65歳に達する日の前日までの間に1級又は2級の障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求することができる。

(○)

[問題] 平成6年11月9日前に国民年金法による障害基礎年金（20歳前障害による障害基礎年金を除く。）の受給権を有していたことがある者が、当該障害基礎年金の支給事由となった傷病により、同日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から65歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、同日から65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給を請求することができる。(○)

法 30 条の 3 基準障害による障害基礎年金 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	★	—	★	★

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（「**基準傷病**」）に係る初診日において法 30 条①又は②のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により**障害の状態**にあるものが、**基準傷病**に係る障害認定日以後 **65 歳に達する日の前日**までの間において、**初めて**、**基準傷病**による障害（「**基準障害**」）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

ポイント

法 30 条の 3 基準障害による障害基礎年金

【問題】 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（【 ① 】）に係る初診日において第 30 条の①又は②のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、【 ① 】に係る障害認定日以後【 ② 】歳に達する日の前日までの間において、初めて、【 ① 】による障害（「**基準障害**」）と他の障害とを

【 ③ 】して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に**基準障害と他の障害とを【 ③ 】した障害の程度による障害基礎年金を支給する。**

①**基準傷病** ②**65** ③**併合**

【問題】 国民年金法第 30 条の 3 に規定するいわゆる**基準障害による障害基礎年金**は、65 歳に達する日の前日までに**基準障害と他の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当したとしても**、その請求を 65 歳に達した日以後に行うことはできない。

(×) 65 歳に達した日以後に行うことはできる。

【問題】 障害等級に該当しない障害の状態にある者が、新たな障害により、その障害認定日以後 65 歳に達する日の前日までの間において、前後の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至った場合に**障害基礎年金の受給権が発生する。** (○)

【問題】 新たな障害を**基準傷病**といい、**基準傷病**において初診日要件及び障害認定日要件を判断する。 (○)

[問題] 既に障害の状態にある者が、新たに発生した傷病（「基準傷病」）に係る障害認定日から 65 歳に達する日の前日までの間に、基準傷病による障害と基準傷病の初診日以前に初診のある他の障害とを併合して、初めて障害の程度が 2 級以上に該当した場合には、基準傷病の初診日の前日において保険料納付等の要件を満たしていることを条件として、障害基礎年金が支給される。（○）

[問題] いわゆる基準障害の規定による障害基礎年金は、所定の要件に該当すれば受給権は発生するため、当該障害基礎年金の請求は 65 歳に達した日以後でも行うことができる。（○）

[問題] いわゆる基準障害の規定による障害基礎年金の支給は、当該障害基礎年金の受給権が発生した月の翌月から開始される。

（×）受給権が発生した月の翌月から⇒請求があった月の翌月から

法 30 条の 4 20 歳前傷病に基づく障害基礎年金（★★）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式（H11. 15. 17） ☆：選択式（—）

【条文】



疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日以後に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日において、障害認定日が 20 歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

ポイント

法 30 条の 4 20 歳前傷病に基づく障害基礎年金

[問題] 疾病にかかり、又は負傷し、その【 ① 】において【 ② 】歳未満であった者が、障害認定日以後に【 ② 】歳に達したときは【 ② 】歳に達した日において、障害認定日が【 ② 】歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

①初診日 ②20

[問題] 20 歳前傷病に基づく障害基礎年金は、初診日において 20 歳未満であることが要件であり、初診日要件及び保険料納付要件は問わない。(○)

[問題] 20 歳前傷病に基づく障害基礎年金は、20 歳に達した日又は障害認定日のうち遅いほうの日から支給されるため、20 歳前で支給されることはない。(○)

[問題] 被保険者でなかった 19 歳の時に初めて医療機関で診察を受け、うつ病と診断され継続して治療している現在 25 歳の者は、20 歳に達した日の障害状態が障害等級 1 級又は 2 級に該当していれば、その日に 20 歳前傷病による障害基礎年金の受給権が発生する。

(×) 障害認定日に受給権が発生する。

法 31 条 併合認定 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H6. 7. 17. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

ポイント 法 31 条 併合認定

[問題] 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、【 ① 】を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

①前後の障害

[問題] 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給し、併合した障害の程度にかかわらず、従前の障害基礎年金の受給権は消滅する。(○)

[問題] 障害等級 2 級の障害基礎年金を 30 歳の時から継続して受給している者が、第 1 号被保険者であった 45 歳のときに、事故で足にけがをし、その障害認定日において障害等級 1 級の状態に該当した場合、障害等級 2 級の障害基礎年金と足の障害による障害等級 1 級の障害基礎年金は、どちらかの選択となる。

(×) どちらかの選択ではなく、併合されて、従前の受給権は消滅

[問題] 昭和 60 年改正前の国民年金法による障害年金の受給権者に対して、更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合には、併合された障害の程度による障害基礎年金が支給されるが、従前の障害年金の受給権は消滅しない。(○)

[問題] 旧法の障害年金と新法の障害基礎年金は併合される。(○)

[問題] 上記の場合、旧法の障害年金が有利な場合もあるので、従前の障害年金の受給権は消滅せず、併合後の障害基礎年金との選択受給となる。(○)

法 33 条 障害基礎年金の年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	★	★	★	—	★	—	—

★：択一式 (H6. 7. 11. 15. 19) ☆：選択式 (H)

【条文】



- ① 障害基礎年金の額は、**780,900 円**に改定率を乗じて得た額とする。
- ② 障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、①の規定にかかわらず、同項に定める額の **100 分の 125** に相当する額とする。

ポイント 法 33 条 障害基礎年金の年金額

[問題] 障害基礎年金の額は、【 ① 】円に改定率を乗じて得た額（その額に【 ② 】円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、【 ② 】円以上【 ③ 】円未満の端数が生じたときは、これを【 ③ 】円に切り上げるものとする。）とする。
①780,900 円 ②50 ③100

〔問題〕 障害の程度が障害等級の 1 級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、法 33 条 1 項の規定にかかわらず、同項に定める額の【 ① 】に相当する額とする。

①100 分の 125

〔問題〕 平成 29 年度 年金額

障害等級	年金額
1 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{【 ① 】} \times 125/100 = 974,125 \text{ 円}$
2 級	$780,900 \text{ 円} \times \text{【 ① 】} = 779,300 \text{ 円}$

①改定率 (0.998)

〔問題〕 障害基礎年金の加算額は、受給権者によって生計を維持されている一定の要件に該当する子があるときに加算され、配偶者に対する加算はない。(○)

〔問題〕 加算額

対象 (1 人当たり)	法定額	平成 29 年度価額
第 1 子、第 2 子	$\text{【 ① 】 円} \times \text{改定率}$	224,300 円
第 3 子以降	$\text{【 ② 】 円} \times \text{改定率}$	74,800 円

①224,700 ②74,900

〔問題〕 障害基礎年金の額は、受給権者によって生計を維持している一定の要件に該当する子があるときは、子の数が何人であっても、1 人につき同額の加算額が加算される。

(×) 2 人目までは、 $224,700 \times \text{改定率} / 1 \text{ 人当たり}$ 、3 人目以後は、 $74,900 \times \text{改定率} / 1 \text{ 人当たり}$

〔問題〕 老齢基礎年金又は障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持している 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいるときには、老齢基礎年金又は障害基礎年金の額にその子の数に応じた額が加算される。

(×) 老齢基礎年金には、子の加算額はない。

〔問題〕 障害基礎年金の受給権者が当該受給権を取得した後に 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子を有することとなった場合には、その子との間に生計維持関係があっても、その子を対象として加算額が加算されることはない。

(×) 加算額が加算される。

[問題] 20歳前傷病による障害基礎年金については、受給権者に一定の要件に該当する子がいても、子の加算額が加算されることはない。

(×) 20歳前傷病による障害基礎年金についても、子の加算が行われる。

[問題] 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至ったことにより、子の加算額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月から、障害基礎年金の額を改定する。

(×) 子を有するに至った日の属する月の翌月

[問題] 子のうちの1人又は2人以上が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の【 ① 】から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額を改定する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 受給権者による生計維持の状態がやんだとき
- (3) 婚姻をしたとき
- (4) 受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
- (5) 離縁によつて、受給権者の子でなくなったとき
- (6) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く
- (7) 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く
- (8) 20歳に達したとき

①翌月

法 34 条 年金額の改定 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	—	—	★★	—	—	★

★：択一式 (H8. 11. 18. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

ポイント 法 34 条 年金額の改定

【問題】厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を

【 ① 】し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を【 ② 】することができる。

①診査 ②改定

【問題】障害基礎年金の受給権者であって、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において初診日要件及び保険料納付済要件に該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。「【 ① 】」）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後【 ② 】歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となった障害と【 ① 】（【 ① 】が二以上ある場合は、すべての【 ① 】を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より【 ③ 】たときは、その者は、厚生労働大臣に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を【 ④ 】することができる。

①その他障害 ②65 ③増進 ④請求

【問題】厚生労働大臣が、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときに、障害基礎年金の額を改定することができるのは、当該受給権者が 65 歳未満の場合に限られる。

(×) 当該受給権者の年齢による制限はない。

【問題】障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。(○)

[問題] 障害基礎年金の額の改定請求は当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない。ただし、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除く。(○)

[問題] 障害基礎年金の受給権者が行う改定請求は、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、受給権を取得した日又は厚生労働大臣が障害の程度を診査した日から起算して1年を経過した日から行うことができる。

(×) 1年を経過した日から⇒1年を経過した日後

[問題] 障害基礎年金に係る子の加算は、受給権者が当該受給権を取得した時点において、その者によって生計を維持する18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子がなければ、行われぬ。

(×) 受給権を取得した時点で、子がある必要はない。

[問題] 障害基礎年金の受給権者の子についての加算額は、当該受給権者が再婚し、当該子がその再婚の相手の養子になったときは、加算額は減額される。

(×) 受給権者の配偶者以外の者の養子となったときに減額

[問題] 障害基礎年金の受給権者に、さらに障害等級に該当しない程度の障害(その他障害)が生じた状態にある場合、所定の要件を満たせば、65歳に達する日の前日までの間においてその者は、厚生労働大臣に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。(○)

[問題] 63歳のときに障害等級2級に該当する障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得した者について、66歳のときにその障害の程度が増進した場合であっても、その者は障害基礎年金の額の改定を請求することはできない。

(×) 年齢による制限はないので請求可能

法 36 条 支給停止 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 10. 11. 12. 14. 15. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、その支給を停止する。
- ② 障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、原則として、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。

ポイント

法 36 条 支給停止

【問題】障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働者災害補償保険法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、その支給を停止する。

(×) 労働基準法

【問題】障害基礎年金（20歳前の障害に基づくものを除く。）は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金を受けることができるときであっても、その支給は停止されない。（○）

【問題】障害基礎年金は、受給権者が2級以上の状態に該当しない程度の障害の状態に軽快したときは、その間、支給が停止される。（○）

【問題】障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。（○）

【問題】障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなって2年を経過したときは、その支給が停止される。

(×) 2年を経過したときではなく、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間支給が停止。

法 36 条の他 20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金に係る支給停止 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	★★	—	★	★★	—

★：択一式 (H15. 17. 18) ☆：選択式 (H)



【条文】

(略)

ポイント

法 36 条の 2 他 20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金に係る支給停止

【問題】 第 30 条の 4 (20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金) の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

- (1) 恩給法に基づく年金たる給付、【 ① 】の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき
- (2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき
- (3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき
- (4) 【 ② 】に住所を有しないとき

①労働者災害補償保険法 ②日本国内

【問題】 20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金に係る支給停止

支給停止事由	支給停止の範囲	支給停止期間
(1) 【 ① 】に基づく年金たる給付、労災保険法の規定による年金たる給付が支給される時	全部	その間
(2) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている時		
(3) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている時		
(4) 日本国内に住所を有しない時		
(5) 受給権者の前年の所得が控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超える時	【 ② 】	その年の 8 月～翌年の 7 月まで

①恩給法 ②全部又は 2 分の 1

〔問題〕 事後重症による障害基礎年金は、受給権者が日本国内に住所を有しない場合、支給停止されることはないが、20歳前の傷病による障害基礎年金は、支給停止される。

(○)

〔問題〕 労働者災害補償保険法による年金たる給付の受給権者であってその全額が支給停止されているときは、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止されない。(○)

〔問題〕 恩給法や労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付等を受けることができる場合、20歳前傷病による障害基礎年金は支給停止となる。ただし、その全額につき支給を停止されている場合には、20歳前傷病による障害基礎年金は、支給停止されない。(○)

〔問題〕 20歳前の障害に基づく障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が一定の額を超えるときは、原則として、その年の【 ① 】月から翌年の【 ② 】月まで、政令で定めるところにより、その【 ③ 】(子の加算額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から子の加算額を控除した額の2分の1)に相当する部分の支給が停止される。

①8 ②7 ③全部又は2分の1

〔問題〕 国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金に関して受給権者本人の前年の所得が政令で定められた金額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までの間、年金額の全部、又は、年金額の4分の3、2分の1若しくは4分の1に相当する部分の支給が停止される。

(×) 全部又は2分の1

〔問題〕 国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金に関して震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令に定めるその他の財産につき被害金額がその価格のおおむね3分の1以上である損害を受けた者がある場合は、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする支給停止は行わない。(×) 3分の1以上⇒2分の1以上

〔問題〕 傷病の初診日において20歳未満であった者が、20歳に達した日又はその後の障害認定日において、障害の程度が2級以上に該当するときは、受給権者及び扶養義務者の所得が政令で定める額以下であることを条件として、障害基礎年金が支給される。

(×) 受給権者及び扶養義務者の所得⇒受給権者の所得

[問題] 20 歳前傷病による障害基礎年金は、前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月まで、その全部又は 2 分の 1 に相当する部分の支給が停止されるが、受給権者に扶養親族がいる場合、この所得は受給権者及び当該扶養親族の所得を合算して算出する。

(×) 受給権者本人の所得

法 35 条 失権 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H8. 10. 11. 12. 14. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

障害基礎年金の受給権は、併合認定の規定によって消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する

- (1) 死亡したとき
- (2) 厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65 歳に達したとき。ただし、65 歳に達した日において、当該障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して当該障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく 3 年を経過していないときを除く。
- (3) 厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して当該障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく 3 年を経過したとき。ただし、3 年を経過した日において、当該受給権者が 65 歳未満であるときを除く。

ポイント 法 35 条 失権

【問題】障害基礎年金の受給権は、併合認定の規定によって消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、
【 ① 】歳に達したとき。
ただし、【 ① 】歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく
【 ② 】年を経過していないときを除く。
- (3) 厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく【 ② 】年を経過したとき。ただし、【 ② 】年を経過した日において、当該受給権者が
【 ① 】歳未満であるときを除く。

①65 ②3

[問題] 障害基礎年金の受給権者が 63 歳の時点で、厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して 3 年を経過していたときは、その時点で当該障害基礎年金の受給権が消滅する。

(×) 3 年を経過した日において、当該受給権者が 65 歳未満であるときは消滅しない。

[問題] 61 歳の障害基礎年金の受給権者であって国民年金法の規定による障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなってから 3 年を経過した者については、障害の状態に該当しなくなってから 3 年を経過した日の翌日に障害基礎年金の受給権は消滅する。

(×) 3 年を経過した日において、当該受給権者が 65 歳未満であるときは消滅しない。

[問題] 65 歳に達したとき及び 3 年経過したときのいずれか遅い方に該当した場合に、障害基礎年金の受給権が消滅する。(○)

[問題] 障害基礎年金の受給権は、厚生年金保険の障害等級 3 級以上の障害状態にない者が、その該当しなくなった日から、障害等級 3 級以上の障害状態に該当することなく 5 年を経過したとき消滅する。ただし、5 年を経過した日においてその者が 65 歳未満であるときを除く。

(×) 5 年⇒3 年

法 37 条 遺族基礎年金 支給要件 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★	—	★	—	★	—	★	★

★：択一式 (H12. 16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、(1)又(2)に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の **3分の2** に満たないときは、この限りでない。

- (1) 被保険者が、死亡したとき
- (2) 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、**60歳以上 65歳未満** であるものが、死亡したとき
- (3) 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が、死亡したとき。
- (4) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が **25年以上** である者が、死亡したとき

ポイント

法 37 条 遺族基礎年金 支給要件

〔問題〕遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の【 ① 】に支給する。

ただし、(1)又は(2)に該当する場合にあつては、死亡した者につき、【 ② 】において、【 ③ 】までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ④ 】に満たないときは、この限りでない。

- (1) 被保険者が、死亡したとき
- (2) 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、【 ⑤ 】である者が、死亡したとき
- (3) 【 ⑥ 】の受給権者が、死亡したとき
- (4) 【 ⑥ 】の受給資格期間を満たした者が、死亡したとき

①配偶者又は子 ②死亡日の前日 ③死亡日の属する月の前々月 ④3分の2

⑤60歳以上 65歳未満 ⑥老齢基礎年金

〔問題〕 死亡した被保険者について、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料が未納である月があっても、保険料納付済期間を25年以上有していたときには、遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子がいる場合、遺族基礎年金の受給権が発生する。(○) 原則的な保険料納付要件を満たしている。

〔問題〕

死亡した者	保険料納付要件
(1) 被保険者	【 ① 】
(2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者が、死亡したとき	
(3) 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき	【 ② 】
(4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が、死亡したとき	

①必要 ②不要

〔問題〕 保険料納付要件は、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ① 】以上あることが必要である。

①3分の2

〔問題〕 保険料納付要件の特例として、死亡日が平成【 ① 】日前に死亡したときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの【 ② 】年間のうちに保険料の滞納がなければ、遺族基礎年金の支給要件のうち保険料納付に係る要件を満たす。ただし、死亡した者が死亡日において【 ③ 】歳以上であるときは、適用されない。

①38年4月1 ②1 ③65

〔問題〕 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満の者が、平成38年4月1日前に死亡したとき、当該死亡日の前日において、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間のうちに保険料の滞納がなければ、遺族基礎年金の支給要件のうち保険料納付に係る要件を満たす。

(○)

〔問題〕 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有していない60歳以上65歳未満の者が死亡したとき、その者が老齢基礎年金の受給権者であれば、遺族基礎年金の支給要件のうち保険料納付に係る要件は問わない。(○)

[問題] 死亡日に被保険者であって、保険料納付要件を満たしていても、被保険者が日本国内に住所を有していなければ、遺族基礎年金は支給されない。

(×) 国内居住要件は不要

[問題] 遺族基礎年金は、被保険者、被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の者、老齢基礎年金の受給権者、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者、のいずれかに該当する者が死亡した場合に、一定の要件に該当する遺族に支給する。

(×) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60 歳以上 65 歳未満である者

[問題] 保険料納付済期間を 25 年有する 50 歳の第 1 号被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持していた 14 歳の子がいても、当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料滞納期間があるときは、子は遺族基礎年金の受給権を取得しない。

(×) 子は遺族基礎年金の受給権を取得する。

[問題] 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときは、その者が日本国内に住所を有していなかった場合でも、所定の要件を満たす遺族に遺族基礎年金が支給される。(○)

法 37 条の 2 第 1 項 遺族の範囲 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	★	—	★	★	—	—	★	—

★ : 択一式 (H6. 9. 10. 11. 14. 16. 18) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

- (1) 配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること
- (2) 子については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 20 歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと

ポイント 法 37 条の 2 第 1 項 遺族の範囲

[問題] 遺族基礎年金を受けることができる【 ① 】は、被保険者又は被保険者であった者の【 ① 】であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

- (1) 配偶者については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と【 ② 】すること
 - (2) 子については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は 20 歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、【 ③ 】をしていないこと
- ①配偶者又は子 ②生計を同じく ③現に婚姻

[問題] 遺族基礎年金の生計維持認定基準

収入	年額【 ① 】万円以上
所得	年額【 ② 】円以上

①850 ②655 万 5 千

上記の年額を将来にわたって得られないと認められる者は、生計維持認定がされる。

[問題] 遺族基礎年金の受給権者となる遺族は、被保険者等の死亡の当時、その者と生計を同じくし、かつ、日本年金機構の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいう。

(×) 日本年金機構⇒厚生労働大臣

[問題] 遺族基礎年金の支給に当たり、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者又は子であって、年額 850 万円以上の収入又は年額 655 万 5 千円以上の所得を将来にわたって得られないと認められる者は、当該被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたと認められる。(○)

[問題] 養子縁組をしていない妻の連れ子は、遺族基礎年金にかかる子に該当しない。(○)

[問題] 子については、実子、又は、養子縁組をした子であることが要件である。(○)

[問題] 死亡した被保険者によって生計を維持していた配偶者であっても、遺族の範囲に属する子を有しないときは、遺族基礎年金を受けることができない。(○)

法 38 条 年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	★	★	—	—	★	★	★

★：択一式 (H7. 13. 15. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



遺族基礎年金の額は、**780,900 円**に改定率を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

ポイント 法 38 条 年金額

[問題] 遺族基礎年金の額は、【 ① 】円に改定率を乗じて得た額（その額に【 ② 】円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、【 ② 】円以上【 ③ 】円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

①780,900 ②50 ③100

[問題] 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、遺族基礎年金の基本額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時子の要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ【 ① 】円に改定率を乗じて得た額（そのうち2人までについては、それぞれ【 ② 】円に改定率を乗じて得た額とする。

①74,900 ②224,700

[問題] 配偶者に支給する遺族基礎年金の額

	基本額	加算額
子が1人	780,900円×改定率	224,700円×改定率
子が2人	780,900円×改定率	224,700円×改定率×【 ① 】
子が3人	780,900円×改定率	224,700円×改定率×2+【 ② 】円×改定率

①2 ②74,900

[問題] 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が2人以上あるときは、遺族基礎年金の基本額にその子のうち1人を除いた子につきそれぞれ【 ① 】円に改定率を乗じて得た額（そのうち1人については、【 ② 】円に改定率を乗じて得た額）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

①74,900 ②224,700

[問題] 子に支給する遺族基礎年金の額

	基本額	加算額
子が1人	780,900円×改定率	【 ① 】
子が2人	780,900円×改定率	【 ② 】円×改定率
子が3人	780,900円×改定率	【 ② 】円×改定率+74,900×改定率

①なし ②224,700

[問題] 子に支給する遺族基礎年金の額は、子が2人いるときは、780,900円に改定率を乗じて得た額に74,900円に改定率を乗じて得た額を加算した額を2で除して得た額となる。（×）74,900⇒224,700円

[問題] 配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、配偶者がその権利を取得した当時子の要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月から、遺族基礎年金の額を改定する。

(×) その生まれた日の属する月⇒その生まれた日の属する月の翌月

〔問題〕 配偶者に支給する遺族基礎年金については、子が【 ① 】人以上ある場合であって、その子のうち1人を除いた子の1人又は2人以上が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の【 ② 】から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額を改定する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
- (3) 【 ③ 】の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となったとき
- (4) 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
- (5) 配偶者と生計を同じくしなくなったとき。
- (6) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- (7) 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く。
- (8) 20歳に達したとき。

①2 ②翌月 ③配偶者以外の者

〔問題〕 配偶者に支給する遺族基礎年金は、当該配偶者が、死亡した被保険者によって生計を維持されていなかった10歳の子と養子縁組をしたときは、当該子を養子とした日の属する月の翌月から年金額が改定される。（×）改定されない。

法 41 条 支給停止

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	—	★	—	★★	—	★★	—

★：択一式 (H12. 13. 14. 15. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から **6 年間**、その支給を停止する。

ポイント 法 41 条 支給停止

【問題】 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、

【 ① 】 の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から 6 年間、その支給を停止する。

①労働基準法

【問題】 労働者災害補償保険に加入していない会社において、労働基準法の規定による遺族補償が行われた場合は、労災保険による給付は受けられないので、遺族基礎年金の支給停止は行われない。

(×) 支給停止は行われる。

【問題】 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から 6 年間、その支給を停止する。(○)

【問題】 労働者災害補償保険法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族基礎年金は全額が支給停止される。

(×) 労働者災害補償保険法⇒労働基準法

【問題】 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が受給権者の申出による支給停止の規定によって支給が停止されているとき又は所在不明によりその支給を停止されているときを除く。）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。(○)

〔問題〕 遺族基礎年金の受給権者が、同一の支給事由により労災保険法の規定による遺族補償年金の支給を受けることができる場合、遺族基礎年金は支給停止されない。(○)

〔問題〕 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、子に対する遺族基礎年金の支給は停止される。(○)

〔問題〕 子のある配偶者が遺族基礎年金の受給権を有する場合、子に対する遺族基礎年金の支給は停止されるが、その配偶者が他の年金たる給付の支給を受けることにより当該遺族基礎年金の全額につき支給を停止されているときでも、子に対する遺族基礎年金の支給は停止される。(○)

〔問題〕 配偶者からの申出により、配偶者の遺族基礎年金の全額が支給停止されたときであっても、子の遺族基礎年金は支給される。(○)

〔問題〕 子に対する遺族基礎年金は、①配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出による支給停止又はその者の所在不明により支給を停止されているときを除く。）、又は②生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。(○)

法 41 条の 2 所在不明による支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H6. 13. 14. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 41 条の 2 所在不明による支給停止

〔問題〕 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が【 ① 】年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の【 ② 】によって、その所在が明らかでなくなった時に遡って、その支給を停止する。

①1 ②申請

〔問題〕 遺族基礎年金の受給権者である配偶者の所在が 1 年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、申請した日の属する月の翌月から、その支給が停止される。

(×) 申請した日の属する月の翌月から⇒さかのぼって

〔問題〕 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が 6 か月以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によって、その所在が明らかでなくなった時に遡って、その支給を停止する。

(×) 1 年以上

〔問題〕 遺族基礎年金の受給権者が、国民年金の第 2 号被保険者になっても、その遺族基礎年金の受給権は消滅しない。(○)

法 40 条 失権 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★	—	★	★	—	★	★	—

★：択一式 (H7. 11. 14. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 40 条 失権

〔問題〕 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。(○)

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻をしたとき
- (3) 養子となったとき (直系血族又は直系姻族の養子となったときを除く。)

〔問題〕子の有する遺族基礎年金の受給権は、上記の規定によって消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。(○)

- (1) 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
- (2) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く
- (3) 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く
- (4) 20歳に達したとき

〔問題〕配偶者の遺族基礎年金の失権事由は、下記のとおりである。(○)

加算額の対象となる子がすべて、次の各号により加算額の対象でなくなったとき。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
- (3) 配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- (4) 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
- (5) 配偶者と生計を同じくしなくなったとき
- (6) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く
- (7) 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く
- (8) 20歳に達したとき

〔問題〕遺族基礎年金を受給している子が、婚姻したときは遺族基礎年金は失権し、婚姻した日の属する月の前月分までの遺族基礎年金が支給される。

(×) 月の前月分まで⇒月分まで

〔問題〕配偶者に支給する遺族基礎年金は、加算事由に該当する子が1人のときは、その子が配偶者以外の養子となったときに消滅する。(○)

問題〕配偶者に支給する遺族基礎年金は、その子が直系血族又は直系姻族の養子になったときは消滅する。(○)

〔問題〕 妻が、1 人の子と生計を同じくし遺族基礎年金を受給している場合に、当該子が障害の状態に該当しないまま 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したときは、当該遺族基礎年金の受給権は消滅する。 (○)

〔問題〕 被保険者の死亡の当時、障害の状態にない遺族基礎年金の受給権者である子が、18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでに障害等級に該当する障害の状態になった場合、当該障害状態にある間については年齢に関係なく当該遺族基礎年金の受給権は消滅しない。

(×) 障害の状態にある子についても、20 歳に達したときに受給権が消滅

〔問題〕 子の有する遺族基礎年金の受給権は、当該子が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したときに障害等級に該当する障害の状態にあった場合は、その後、当該障害の状態に該当しなくなっても、20 歳に達するまで消滅しない。

(×) 消滅する。

法 43 条 付加年金 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 11. 15. 16. 17. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



付加年金は、付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

ポイント 法 43 条 付加年金

〔問題〕 付加年金は、【 ① 】に係る保険料納付済期間を有する者が【 ② 】の受給権を取得したときに、その者に支給する

①付加保険料 ②老齢基礎年金

〔問題〕 付加年金は、付加保険料 (月 400 円) に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給される。 (○)

[問題] 付加年金は、国民年金の被保険者であった期間に、付加保険料の納付済期間を有している者が、老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給される。

(×) 老齢厚生年金の受給権⇒老齢基礎年金の受給権

[問題] 老齢基礎年金の全部又は一部につき支給が停止されているときは、その間、付加年金の支給も停止される。

(×) 全部又は一部⇒全部

[問題] 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。(○)

[問題] 付加年金の受給権は、老齢基礎年金の受給権と同時に発生し、老齢基礎年金の受給権と同時に消滅する。(○)

[問題] 付加年金の受給権は、受給権者が死亡したとき(老齢基礎年金の失権事由)には、消滅する。(○)

[問題] 老齢基礎年金の繰下げの申出をした場合には、付加年金の支給についても繰下げられるが、付加年金の額は、老齢基礎年金と同率には増額されない。

(×) 同率で増額される。

[問題] 老齢基礎年金の支給を繰上げ又は繰下げる者に対して、付加年金を支給するときには、付加年金も老齢基礎年金と同様に繰上げ、繰下げて支給されるが、その際減額率、増額率は適用されない。

(×) 減額率、増額率ともに適用される。

[問題] 遺族基礎年金の受給権者が65歳に達し、さらに老齢基礎年金と付加年金の受給権を取得したときは、その者の選択により遺族基礎年金か老齢基礎年金のいずれか一方が支給されるが、遺族基礎年金を選択した場合も付加年金が併せて支給される。

(×) 付加年金は、遺族基礎年金と併せては支給されない。

法 44 条 付加年金の年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	★★	★	★	★	—

★ : 択一式 (H9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 18. 19) ☆ : 選択式 (—)

【条文】



付加年金の額は、**200 円**に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

ポイント

法 44 条 付加年金の年金額

[問題] 付加年金の額は、【 ① 】円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

①200

[問題] 付加保険料に係る保険料納付済期間を 300 か月有する者が、65 歳で老齢基礎年金の受給権を取得したときには、年額 60,000 円の付加年金が支給される。

(○) 200 円 × 300 月 = 60,000 円

法 49 条 1 項 寡婦年金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	★	★	—	—	★	★	★	☆☆★

★：択一式 (H6. 7. 8. 11. 12. 14. 15. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】 (平成 30 年 法改正)

寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上である夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が 10 年以上継続した 65 歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

ポイント 法 40 条 1 項 寡婦年金

〔問題〕寡婦年金は、【 ① 】において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が

【 ② 】年以上である夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が【 ③ 】年以上継続した【 ④ 】歳未満の妻があるときに、その者に支給する。

ただし、その夫が【 ⑤ 】の受給権者であったことがあるとき、又は【 ⑥ 】の支給を受けていたときは、この限りでない。

①死亡日の前日 ②10 ③10 ④65 ⑤障害基礎年金 ⑥老齢基礎年金

〔問題〕妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給中に、一定要件を満たした第 1 号被保険者の夫が死亡した場合、妻には寡婦年金を受給する権利が発生し、繰上げ支給の老齢基礎年金か寡婦年金かのどちらかを受給することができる。

(×) 妻に寡婦年金の受給権は発生しない。

〔問題〕寡婦年金及び付加年金の額は、毎年度、老齢基礎年金と同様の改定率によって改定される。(×)

[問題] 死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあっても、実際に支給を受けたことがなければ寡婦年金は支給される。

(×) 支給されない。

[問題] 夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、寡婦年金は支給されない。(○)

[問題] 死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあれば、実際に支給を受けたことがなくても、寡婦年金は支給されない。(○)

[問題] 寡婦年金は、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるときには支給されない。(○)

[問題] 寡婦年金は、夫の死亡当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が10年以上継続した60歳以上65歳未満の妻に限り受給権が発生する。

(×) 60歳以上65歳未満の妻⇒65歳未満の妻

[問題] 夫の死亡により遺族基礎年金の受給権を有していたことのある妻にも、寡婦年金は支給されることがある。(○)

[問題] 遺族基礎年金及び寡婦年金の両方の受給権が発生する場合には、併給調整の原則通り、どちらかを選択したうえでの受給となる。(○)

[問題] 寡婦年金の支給対象となる妻は、夫との婚姻関係が10年以上継続していなければならない。(○)

[問題] 婚姻関係には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含まない。

(×) 含まれる。

[問題] 夫の死亡の当時に60歳未満であった妻に支給される寡婦年金は、妻が60歳に達した日の属する月の翌月から支給が開始され、65歳に達した日の属する月まで支給される。(○)

法 50 条 寡婦年金 年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	★★	—	—	—	★	—

★：択一式 (H6. 7. 8. 10. 11. 13. 14. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の例によって計算した額の **4 分の 3** に相当する額とされている。

ポイント 法 50 条 寡婦年金 年金額

〔問題〕寡婦年金の額は、死亡日の属する月の【 ① 】までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の【 ② 】における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の例によって計算した額の【 ③ 】に相当する額とされている。

①前月 ②前日 ③4 分の 3

〔問題〕寡婦年金の額は、死亡した夫の老齢基礎年金額の計算の例によって計算した額の 4 分の 3 に相当する額である。(○)

〔問題〕寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の計算方法で算出した額の 4 分の 3 に相当する額である。(○)

〔問題〕寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの夫の第 1 号被保険者に係る保険料納付済期間及び保険料免除期間をもとに計算されるが、生活保護法による生活扶助を受けていたため保険料納付を免除されていた月もその計算の基礎に含まれる。(○)

〔問題〕寡婦年金の額の算定には、死亡した夫が第 2 号被保険者としての被保険者期間を有していたとしても、当該期間は反映されない。

(○) 第 1 号被保険者としての被保険者期間のみ反映される。

法 51 条・法 52 条 寡婦年金 失権・支給停止 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	★	—	★	—	—	—

★：択一式 (H10. 11. 12. 13. 16. 17) ☆：選択式 (—)

【条文】



(法 51 条…失権)

寡婦年金の受給権は、受給権者が次のいずれかに該当したときは、消滅する。

- (1) 65 歳に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 婚姻したとき
- (4) 養子となったとき (直系血族又は直系姻族の養子となったときを除く)

(法 52 条…支給停止)

寡婦年金は、当該夫の死亡について労働基準法の遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から 6 年間、その支給を停止する。

ポイント

法 51 条・法 52 条 寡婦年金 失権・支給停止

[問題] 寡婦年金は、当該夫の死亡について労働基準法の遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から 6 年間、その支給を停止する。 (○)

[問題] 寡婦年金の受給権は、下記のいずれかに該当したときは、失権する。

- (1) 【 ① 】 歳に達したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 婚姻したとき
- (4) 養子となったとき (直系血族又は直系姻族の養子となったときを除く)

①65

[問題] 寡婦年金の受給権は、受給権者が繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。 (○)

[問題] 寡婦年金の受給権は、60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得したときは、消滅する。 (×)

[問題] 寡婦年金の受給権者である寡婦が 65 歳に達したときに老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかった場合でも、寡婦年金の受給権は消滅する。(○)

[問題] 寡婦年金の受給権は、受給権者が直系血族又は直系姻族の養子となったとしても、それを理由に、消滅することはない。(○)

[問題] 寡婦年金の受給権者が 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得したときは、寡婦年金は消滅せず、1 人 1 年金の原則により選択受給となる。(○)

[問題] 60 歳未満の妻が受給権を有する寡婦年金は、妻が 60 歳に達した日の属する月の翌月から支給されるが、そのときに妻が障害基礎年金の受給権を有している場合には、寡婦年金の受給権は消滅する。

(×) 消滅しない。

[問題] 付加保険料の納付者が死亡した場合における妻に対する寡婦年金の額は、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金の付加年金部分の 2 分の 1 相当額が加算される。

(×) 寡婦年金については、付加保険料にかかる加算はない。

法 52 条の 2 死亡一時金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	—	★	★	★	—	★	★★	★★

★：択一式 (H6. 7. 9. 10. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H)



【条文】

死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が **36 月以上**である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

ポイント

法 52 条の 2 死亡一時金

〔問題〕死亡一時金は、死亡日の【 ① 】において死亡日の属する月の【 ② 】までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が【 ③ 】月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない

①前日 ②前月 ③36

〔問題〕死亡日の前日における付加保険料に係る保険料納付済期間が 3 年以上である者の遺族に支給される死亡一時金の額には、8,500 円が加算される。(○)

〔問題〕第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間を 3 年以上有し、老齢基礎年金の受給権取得当時から申出により当該老齢基礎年金の支給が停止されている者が死亡した場合には、一定の遺族に死亡一時金が支給される。

(×) 支給されない。老齢基礎年金、障害基礎年金を受けたことがある者が死亡した場合は、支給されない。設問の場合は、受けたものとみなされる。

〔問題〕任意加入被保険者又は特例による任意加入被保険者の被保険者期間については、第 1 号被保険者としての被保険者期間とみなされる。(○)

[問題] 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における所定の月数に応じて、12万円から32万円の定額である。(○)

[問題] 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数が300か月以上ある場合については、一律に32万円である。

(×) 300か月以上⇒420か月以上

[問題] 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における付加保険料に係る保険料納付済期間が3年以上である者の遺族に支給される場合、8,500円が加算される。(○)

法52条の3 死亡一時金の遺族の範囲及び順位等 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	★	—	★★	★★	★	★	★	★

★：択一式 (H10. 11. 12. 15. 16. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

ポイント

法52条の3 死亡一時金の遺族の範囲及び順位等

[問題] 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の【 ① 】であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

① 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

[問題] 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、祖父母または兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。(×) 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

[問題] 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

(×) 「及びこれらの者以外の三親等内の親族」は含まれない。(未支給年金との違いに注意)

[問題] 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金は、原則として、第1号被保険者としての被保険者期間を対象とした給付である。(○)

[問題] 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金は、第1号被保険者及び第3号被保険者としての被保険者期間を対象とした給付で、第2号被保険者としての被保険者期間は対象とされない。

(×) 第3号被保険者としての被保険者期間も対象ではない。

[問題] 死亡一時金は、寡婦年金と同様に遺族基礎年金が支給されないときに支給される。(×) 寡婦年金と同様ではない。

[問題] 寡婦年金と遺族基礎年金は、選択受給であるが、死亡一時金は、遺族基礎年金が支給されないときに支給される。(○)

[問題] 死亡一時金は、保険料の掛け捨てを防止するため、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、死亡一時金は支給されない。(○)

[問題] 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数が20月、及び保険料半額免除期間の月数が30月ある者が死亡した場合において、その者の遺族に死亡一時金が支給される。

(×) 所定の月数が36月以上である場合に、死亡一時金が支給
 $20月 + (30月 / 2) = 35月$

[問題] 死亡一時金の支給要件となる第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料免除期間は、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の3免除期間が対象であり、保険料全額免除期間は含まれない。(○)

〔問題〕 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料全額免除期間等とを合算して36月以上ある者が死亡したとき、その遺族に支給する。

(×) 保険料全額免除期間は含まれない。

〔問題〕 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受けることができる者があるときは、死亡一時金は支給されない。ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。(○)

〔問題〕 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であって、当該胎児であった子が生まれた日においてその子又は死亡した者の配偶者が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができるに至ったときは、死亡一時金は支給されない。ただし、当該胎児であった子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。(○)

〔問題〕 死亡一時金の支給要件を満たして死亡した者とその前妻との間の子が遺族基礎年金の受給権を取得したが、当該子は前妻(子の母)と生計を同じくするため、その支給が停止されたとき、死亡した者と生計を同じくしていた子のない後妻は死亡一時金を受けることができる。(○)

〔問題〕 死亡一時金の支給を受けることができる者が、同一人の死亡により寡婦年金を受けとることができるときは、死亡一時金か寡婦年金のどちらか一つをその者の選択により受給できる。(○)

〔問題〕 夫の死亡により、寡婦年金と死亡一時金の受給要件を同時に満たした妻に対しては、寡婦年金が支給される。ただし、夫の死亡日の属する月に寡婦年金の受給権が消滅したときは、この限りでない。

(×) 寡婦年金と死亡一時金は、受給権者の選択

〔問題〕 死亡一時金の支給を受ける者が、寡婦年金を受けるときは、その者の選択により、どちらかを支給し、他は支給しない。(○)

〔問題〕 死亡一時金を選択した場合、遺族厚生年金を受給できるが、寡婦年金と遺族厚生年金は併給されない。(○)

法附則 9 条の 3 の 2 脱退一時金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	★	★	★★	—	—	—	★	★

★：択一式 (H9. 12. 13. 16. 17. 19) ☆：選択式 (H11)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 3 の 2 脱退一時金

〔問題〕 当分の間、請求の日の【 ① 】において請求の日の属する月の【 ② 】までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が【 ③ 】月以上である【 ④ 】を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、一定の要件に該当する者は、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 日本国内に住所を有するとき

(2) 【 ⑤ 】その他政令で定める給付の受給権を有したことがあると。

(3) 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して【 ⑥ 】年を経過しているとき

①前日 ②前月 ③6 ④日本国籍 ⑤障害基礎年金 ⑥2

〔問題〕 脱退一時金の請求について、日本国籍を有しない者が、請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第 1 号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を 3 カ月及び保険料半額免除期間の月数を 6 カ月有する場合、この者は、当該請求に必要な保険料の納付の要件を満たしている。(○)

〔問題〕 脱退一時金は、日本国籍を有しない者を対象とする当分の間の経過措置であり、国民年金法附則に規定されている。(○)

〔問題〕 脱退一時金は、脱退一時金短期滞在留外国人にかかる保険料の掛け捨て防止の経過措置として、法附則 9 条の 3 の 2 において、日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給として規定されている。(○)

〔問題〕 脱退一時金の要件の一つとして、請求日の前日において請求の日の属する月の前月までの第 1 号被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数及び保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合算した月数が 6 か月以上あることが必要である。(○)

〔問題〕 日本国籍を有しない者であって、被保険者である者は、脱退一時金を請求することができる。

(×) 被保険者である者は、脱退一時金を請求することができない。

〔問題〕 遺族基礎年金（旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の裁定替えされた遺族基礎年金を除く。）の受給権を有したことがある者は、脱退一時金の支給要件を満たした場合でも、当該脱退一時金の支給を請求することはできない。

(×) 請求できる。

〔問題〕 障害基礎年金の受給権を有したことがあるときは、脱退一時金の支給を請求することはできない。(○)

〔問題〕 遺族基礎年金の受給権を有したことがある者については、脱退一時金の支給を請求することができる。(○)

〔問題〕 脱退一時金の支給要件の 1 つとして、最後に被保険者の資格を喪失した日（同日に日本国内に住所を有していた者にあつては、その後初めて日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して 2 年を経過していることが必要である。

(×) 2 年を経過しているときは、請求できない。

〔問題〕 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して 2 年を経過しているときは、脱退一時金を請求できない。(○)

〔問題〕 脱退一時金の支給額は、第 1 号被保険者としての保険料納付済期間等に応じて、6 段階に区分されている。(○)

.....
[問題]

対象月数	平成 29 年度価額
【 ① 】 月以上 12 月未満	【 ② 】 円
12 月以上 18 月未満	98,940 円
18 月以上 24 月未満	148,410 円
24 月以上 30 月未満	197,880 円
30 月以上 36 月未満	247,350 円
【 ③ 】 月以上	【 ④ 】 円

①6 ②49,740 ③36 ④296,820

.....
[問題] 脱退一時金の額は、改定率の改定による自動改定（賃金・物価スライド）の対象とされないが、保険料の額の引上げに応じて、毎年度改定される。（○）

.....
[問題] 脱退一時金の額は、毎年度、所定の表に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成 17 年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。（○）
.....

法 69 条 法 71 条 障害に係る絶対的給付制限 死亡に係る絶対的給付制限 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (H7. 9. 13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(法 69 条) 故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

(法 71 条)

① 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

② 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

ポイント

法 69 条 法 71 条 障害に係る絶対的給付制限 死亡に係る絶対的給付制限

[問題] 故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。(○)

[問題] 故意に障害を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金の全部又は一部を支給しないことができる。

(×) 全部又は一部を支給しないことができる。 ⇒支給しない。

[問題] 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。(○)

法 70 条 相対的給付制限（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—		—	—	—	—	—

★：択一式（H） ☆：選択式－）



【条文】

故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

ポイント

法 70 条 相対的給付制限

〔問題〕 【 ① 】若しくは【 ② 】により、又は正当な理由がなくて療養に関する【 ③ 】に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その【 ④ 】を行わないことができる。

①故意の犯罪行為 ②重大な過失 ③指示 ④全部又は一部

〔問題〕 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部を行わないことができる。

（×）全部⇒全部又は一部

法 73 条 一時差止め (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

受給権者が、正当な理由がなくて、受給権者の届出等の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

ポイント

法 73 条 一時差止め

[問題] 受給権者が、正当な理由がなくて、規定による各種の届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の額の全部又は一部につき、その支払いを停止することができる。

(×) 年金給付の支払を一時差し止めるである。

[問題] 受給権者が、正当な理由がなくて、厚生労働省令の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

(○)

[問題] 受給権者は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならないが、受給権者が正当な理由がなくて届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないとき、厚生労働大臣は年金給付の支払を停止することができる。

(×) 停止する。⇒一時差し止めることができる。

[問題] 受給権者が、正当な理由がなくて、第 105 条第 3 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。(○)

法 85 条 1 項 基礎年金に係る国庫負担 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★★	—	—	★★	—	—	—

★：択一式 (H13. 18. 19) ☆：選択式 (H19)



【条文】

国庫は、**毎年度**、国民年金事業に要する費用に充てるため、一定の額を負担する。

ポイント 法 85 条 1 項 基礎年金に係る国庫負担

[問題] 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。(○)

[問題] 国庫の負担割合

原則	第 1 号被保険者に係る基礎年金の給付に要する費用	費用の【 ① 】
特別 国庫 負担額	保険料 4 分の 1 免除期間に係る老齢基礎年金の給付に 要する費用	費用の 7 分の 1
	保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付に 要する費用	費用の 3 分の 1
	保険料 4 分の 3 免除期間に係る老齢基礎年金の給付に 要する費用	費用の 5 分の 3
	保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付に 要する費用	【 ② 】
	20 歳前傷病による障害に基づく障害基礎年金の給付に 要する費用	費用の【 ③ 】

①2 分の 1 ②全額 ③100 分の 20

[問題] 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、当該年度における国民年金事業の事務の執行に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を負担するとされている。

(×) 2 分の 1 に相当する額とする制限はない。

[問題] 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。(○)

[問題] 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。）に対し、市町村長が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。（○）

[問題] 政府は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(×) 都道府県は含まれない。

[問題] 20 歳前の傷病による障害に係る障害の給付に関しては、その給付に要する費用の 100 分の 50 を国庫が補助する。

(×) 100 分の 50⇒100 分の 60

[問題] 20 歳前の傷病による障害基礎年金の国庫負担は、原則として、100 分の 20 であるが、残りの部分についても半分の国庫負担（100 分の 40）が行われるので、結果的に 100 分の 60 となる。（○）

[問題] 国民年金法第 30 条の 4 に規定する 20 歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については、その 7 割を国庫が負担することとなる。

(×) 6 割

[問題] 学生納付特例に関する期間及び納付猶予期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用に関しては、国庫はその 2 分の 1 を負担する。

(×) その 2 分の 1 を負担する。⇒負担しない。

[問題] 国民年金法の付加年金及び死亡一時金の給付に要する費用は、その全額が第 1 号被保険者の保険料によって賄われる。

(×) 全額⇒4 分の 1 が国庫により負担。死亡一時金については加算額部分に限定。

[問題] 付加保険料の保険料納付済期間が 3 年以上ある者が死亡した場合に支給される死亡一時金の加算額の給付に要する費用については、その 4 分の 1 を国庫が負担する。

(○)

[問題] 国庫は、死亡一時金の給付に要する費用（付加保険料納付済期間が 3 年以上ある場合の加算額 8,500 円に相当する部分に要する費用に限る。）の総額の 4 分の 1 に相当する額を負担する。（○）

[問題] 付加年金の給付に要する費用については、その 3 分の 1 を国庫が負担する。

(×) 3 分の 1⇒4 分の 1

法 94 条 基礎年金拠出金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	★	—	★	★★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (H13. 17)

【条文】



- ① 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。
- ② 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。
- ③ 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の実施者たる政府が負担し、又は実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定する。

ポイント 法 94 条 基礎年金拠出金

[問題] 厚生年金保険の【 ① 】は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、【 ② 】を負担する。

①実施者たる政府 ②基礎年金拠出金

[問題] 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。(○)

[問題] 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の【 ① 】が負担し、又は【 ② 】が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

①実施者たる政府 ②実施機関たる共済組合等

法 94 条の 3 基礎年金拠出金の額 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—		—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

ポイント

法 94 条の 3 基礎年金拠出金の額

[問題] 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における

【 ① 】に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る【 ① 】の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

①被保険者の総数

法 87 条 保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	☆	—	—	—	—	—

★：択一式 (H17. 19) ☆：選択式 (H19)



【条文】

(略)

ポイント

法 87 条 保険料

[問題] 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。(○)

[問題] 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。(○)

[問題] 保険料額は、年度ごとにあらかじめ定められた額に【 ① 】を乗じて得た額とし、平成 30 年度の各月における保険料額は【 ② 】円とする。

①保険料改定率 ②16, 340

〔問題〕 法定額は、平成 29 年度まで原則として毎年度【 ① 】ずつ引き上げられ、平成 29 年度以降は、【 ② 】円で固定される。

①280 ②16,900

〔問題〕 保険料額の推移

年度	法定額	保険料改定率	保険料額
平成 17 年度	13,580 円	【 ① 】	13,580 円
平成 18 年度	13,860 円	1	13,860 円
中略			
平成 28 年度	16,660 円	0.976	16,260 円
平成 29 年度	16,900 円	0.976	16,490 円
平成 30 年度	【 ② 】円	【 ③ 】	【 】円

①1 ②16,900 ③0.967 ④16,340

〔問題〕 保険料改定率は、平成 17 年度については 1 とされ、平成 18 年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率 × 当該年度の初日の属する年の【 ① 】年前の物価変動率 × 当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（3 年前から 5 年前のもの 3 年平均）とされている。

①2

〔問題〕 保険料改定率とは、「前年度の保険料改定率 × 名目賃金変動率」とする。（○）

〔問題〕 名目賃金変動率とは、「2 年前の物価変動率 × 4 年前の年度の実質賃金変動率」とする。（○）

〔問題〕 国民年金の保険料における保険料改定率は、平成 18 年度以降、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目手取り賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定され、政令で定めることとされている。

（×）名目手取り賃金変動率 ⇒ 名目賃金変動率

〔問題〕 名目賃金変動率とは、2 年前の「物価変動率」に 4 年前の年度の「実質賃金変動率」を乗じて得た率である。（保険料改定率に使用）（○）

〔問題〕 名目手取り賃金変動率とは、前年の「物価変動率」に 3 年度前の「実質賃金変動率」を乗じて、更に「3 年度前の可処分所得割合変動率」を乗じた率である。（年金額の改定に使用）（○）

法 87 条の 2 付加保険料 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	☆	★	★	★

★：択一式 (H7. 8. 9. 11. 12. 13. 14. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 1 号被保険者（保険料全額免除の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者及び保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、本来の保険料のほか、400 円の保険料を納付する者となることができる。

ポイント

法 87 条の 2 付加保険料

〔問題〕 第 1 号被保険者（保険料全額免除の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び【 ① 】の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、本来の保険料のほか、【 ② 】円の保険料を納付する者となることができる。

①国民年金基金 ②400

〔問題〕 保険料の半額を納付することを要しないとされた者は、当該納付することを要しないとされた期間について、厚生労働大臣に申し出て付加保険料を納付する者となることができる。（×）

〔問題〕 独立行政法人農業者年金基金法に基づく農業者年金の被保険者のうち付加保険料を納付することができる者は、すべて、農業者年金の被保険者となったときに、付加保険料を納付する者となる。（○）

〔問題〕 農業者年金の被保険者のうち国民年金法の付加保険料を納付することができる者は、農業者年金の被保険者となった時に、付加保険料を納付する者となる。（○）

〔問題〕 付加保険料の特例納付制度が創設され、納めることができなかった付加保険料を過去 10 年間までさかのぼって納めることが可能となった。ただし、平成 28 年 4 月から 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）に限られる。（○）

[問題] 付加保険料を納付する第1号被保険者が国民年金基金の加入員となったときは、加入員となった日に付加保険料の納付の辞退の申出をしたものとみなされる。(○)

法 88 条 保険料の納付 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	★	—	—	★

★：択一式 (H8. 11. 13. 14) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 被保険者は、保険料を納付しなければならない。
- ② 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- ③ 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

ポイント 法 88 条 保険料の納付

[問題] 第1号被保険者として継続して保険料を納付してきた者が平成29年3月31日に死亡した場合、第1号被保険者としての被保険者期間は同年2月までとなり、保険料を納付することを要しないとされている場合を除き、保険料も2月分まで納付しなければならない。(×) 3月分まで納付する必要がある。

[問題] 被保険者は、保険料を納付しなければならない。(○)

[問題] 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。(○)

[問題] 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。(○)

[問題] 第1号被保険者である夫の妻は、夫の保険料を連帯して納付する義務を負う。(○)

法 91 条 保険料の納期限 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	★	—	—	—	★	—

★：択一式 (H13. 14. 15. 16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

ポイント

法 91 条 保険料の納期限

[問題] 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。(○)

[問題] 毎月の保険料は、原則として翌月末日までに納付しなければならないが、特例による任意加入被保険者はその月の 10 日までに納付しなければならない。

(×) 特例による任意加入被保険者の保険料も翌月末日まで

[問題] 任意加入被保険者および特例による任意加入被保険者ともに、保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。(○)

[問題] 政府は、第 1 号被保険者と任意加入被保険者から国民年金の保険料を徴収するが、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者から国民年金の保険料を徴収していない。(○)

[問題] 第 2 号被保険者としての被保険者期間及び第 3 号被保険者としての被保険者期間については、政府は、保険料を徴収せず、被保険者は、保険料を納付することを要しない。(○)

法 92 条の 2 口座振替による納付 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（「口座振替納付」）を希望する旨の申出があった場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

ポイント

法 92 条の 2 口座振替による納付

〔問題〕【 ① 】は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（【 ② 】）を希望する旨の申出があった場合には、その納付が【 ③ 】と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の【 ④ 】と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

①厚生労働大臣 ②口座振替納付 ③确实 ④徴収上有利

〔問題〕第 1 号被保険者の国民年金保険料に関して、厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替納付を希望する旨の申出があった場合には、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。（○）

〔問題〕保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において被保険者がその資格を喪失した場合又は第 1 号被保険者が第 2 号被保険者若しくは第 3 号被保険者となった場合においては、その者（死亡喪失の場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。（○）

〔問題〕保険料を前納した後、当該前納に係る期間の経過前において被保険者がその資格を喪失した場合又は保険料の免除を受けた場合は、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。（○）

[問題] 保険料を前納した後、保険料の免除を受けた場合においても、免除該当日以後に係る分について、還付される。(○)

[問題] 国民年金保険料を1年間分前納する場合、最も割引率が高くなるのは、口座振替による支払ではなく、現金で支払った場合である。

(×) 最も割引率が高くなるのは、「口座振替」による支払である。

[問題] 国民年金保険料の前納において、現金で支払った場合よりも、口座振替による支払の方が割引率が高くなる。(○)

法 92 条の 2 の 2 指定納付代理者による保険料の納付 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H) ☆：選択式 (—)

【条文】



- ① 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者であって、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの（「指定代理納付者」）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。
- ② 厚生労働大臣は、①の申出を受けたときは、その納付が确实と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

ポイント

法 92 条の 2 の 2 指定納付代理者による保険料の納付

[問題] 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施できると認められる者であって、指定代理納付者から納付される番号、記号、その他の符号を通知することにより、その指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付することを希望する旨の申出をすることができる。

(○) 指定代理納付者＝クレジットカード事業者

法 92 条の 3 第 1 項 保険料の納付委託 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

次に掲げる者は、被保険者 ((1)に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、(3)に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。) の委託を受けて、保険料の納付に関する事務 (「納付事務」) を行うことができる。

- (1) 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- (2) 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- (3) 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

ポイント

法 92 条の 3 第 1 項 保険料の納付委託

[問題] 厚生労働大臣に対し、保険料の納付事務を行う旨の申出をした市町村 (特別区を含む。) は、保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法第 9 条第 10 項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、または受けようとしている被保険者の委託を受けて、保険料の納付事務を行うことができる。

(○)

[問題] 保険料の納付受託者は、下記のとおりである。(○)

- (1) 国民年金基金又は国民年金基金連合会
- (2) 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
- (3) 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

[問題] 保険料の納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、国民年金保険料納付受託記録簿を備え付けなければならないが、当該帳簿をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。(○)

[問題] 保険料の納付受託者は、国民年金保険料納付受託記録簿を備え付けなければならないが、当該帳簿をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。(○)

〔問題〕 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料滞納事実の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。 (○)

法 93 条 保険料の前納 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	★★	★★	★★	★★	—	★

★：択一式 (H9. 11. 16. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

ポイント 法 93 条 保険料の前納

〔問題〕 第 1 号被保険者が保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に第 2 号被保険者となった場合は、その者の請求に基づいて、前納した保険料のうち未経過期間に係る保険料が還付される。 (○)

〔問題〕 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。 (○)

〔問題〕 前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料 4 分の 3 免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料 4 分の 1 免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の【 ① 】した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

①各月が経過

〔問題〕 前納すべき保険料の額は、当該期間の保険料の額から、年 4 分の利率による複利現価法によって計算した額を控除した額である。 (○)

〔問題〕 前納すべき保険料の額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年 4 分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額を控除した額である。 (○)

〔問題〕 保険料の前納の際に控除される額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、当該期間の各月の保険料の額を年 4 分の利率による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月（口座振替による納付は当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額の 10 円未満を端数処理した額を控除した額とする。

(○)

〔問題〕 保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、【 ① 】か月又は【 ② 】を単位として行うものとされているが、【 ③ 】が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合には、【 ① 】か月又は【 ② 】を単位として行うことを要しない。

①6 ②年 ③厚生労働大臣

〔問題〕 第 1 号被保険者が保険料を口座振替で納付する場合には、最大で 2 年間の保険料を前納することができる。(○)

〔問題〕 平成 26 年 4 月から、2 年度分の保険料を口座振替でまとめて納める「2 年前納」の制度が開始されている。(○)

保険料免除 全般 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H11. 15. 16. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント

保険料免除 全般

〔問題〕 国民年金法の免除の種類には、下記のとおり 5 種類ある。(○)

- ①法定免除
- ②申請全額免除
- ③申請一部免除
- ④学生納付特例
- ⑤納付猶予 (50 歳未満の保険料の納付に特例)

[問題] 申請一部免除には、4分の1免除、半額免除、4分の3免除の3種類がある。
(○)

[問題] 任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者には、法定免除規定は適用されるが、申請免除の規定は適用されない。
(×) すべての保険料免除の規定は適用されない。

法 89 条 1 項 法定免除 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★★	—	★	—	—	★★	★	—	★

★：択一式 (H8. 10. 11. 13. 14. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



被保険者（保険料の一部免除の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

- (1) **障害基礎年金**又は厚生年金保険法に基づく**障害**を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者
- (2) 生活保護法による**生活扶助**その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- (3) 前(1)、(2)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める**施設に入所**しているとき。

ポイント 法 89 条 1 項 法定免除

[問題] 被保険者（保険料の一部免除の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の

【 ① 】からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

- (1) 【 ② 】基礎年金又は厚生年金保険法 に基づく 【 ② 】を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者
 - (2) 生活保護法による 【 ③ 】その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき
 - (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める 【 ④ 】しているとき
- ①前月 ②障害 ③生活扶助 ④施設に入所

[問題] 法定免除の期間の各月につき保険料を納付する旨の申出は、障害基礎年金の受給権者であることにより法定免除とされている者又は生活保護法による生活扶助を受けていることにより法定免除とされている者のいずれであっても行うことができる。(○)

[問題] 上記(3)に掲げる施設とは、国立ハンセン病療養所、国立保養所等)をいう。(○)

[問題] 第1号被保険者(保険料の一部免除を受ける者を除く。)が保険料の法定免除に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しない。

(×) 既に納付されたもの及び前納されたものを除き⇒既に納付されたものを除き

[問題] 法定免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料については、被保険者又は被保険者であった者から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があったときは、当該申出のあった期間に係る保険料に限り納付することができる。(○)

[問題] 前納されたものについては、法定免除等に該当するに至ったときは、納付を要しないものとされ、還付される。(○)

[問題] 第1号被保険者(保険料の一部免除を受ける者を除く。)が、生活保護法による生活扶助を受けるに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月からこれに該当しなくなる日の属する月の前月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

(×) 該当するに至った日の属する月の翌月からこれに該当しなくなる日の属する月の前月までの期間⇒該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間

[問題] 第1号被保険者が生活保護法の保護のうち、医療扶助のみを受けた場合、保険料の法定免除の対象とされる。

(×) 医療扶助のみでは、法定免除の対象外

[問題] 生活保護法による生活扶助に該当するに至ったときは、法定免除事由に該当するが、医療扶助のみを受けた場合には、法定免除の対象とはならない。(○)

〔問題〕 所定の障害厚生年金の受給権者となった者は、保険料の納付につき、日本年金機構に届出することなく当然に免除される。

(×) 法定免除に該当した場合でも、届出は必要

〔問題〕 第1号被保険者は、法定免除に該当するに至ったときは、届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを日本年金機構に提出しなければならない。

ただし、厚生労働大臣が法定免除のいずれかに該当するに至ったことを確認したときは、この限りでない。(○)

〔問題〕 法定免除の事由に該当するに至ったときは、【 ① 】がその事由に該当するに至ったことを確認したときを除き、所定の事項を記載した届書に【 ② 】を添えて、

【 ③ 】日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。

①厚生労働大臣 ②国民年金手帳 ③14

〔問題〕 最後に厚生年金保険法に規定する障害等級（1級～3級）に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく【 ① 】年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）は、法定免除は適用されない。

①3

法 90 条 申請免除 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	★★	★	★★	—	★	☆☆★

★：択一式 (H14. 16. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

一定要件に該当する被保険者又は被保険者であった者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（保険料の一部免除の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

ポイント

法 90 条 申請免除

〔問題〕一定の要件に該当する被保険者又は被保険者であった者からの【 ① 】があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（保険料の一部免除の規定の適用を受ける期間、学生等である期間若しくは学生等であった期間又は納付猶予を受ける期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付しないものとし、【 ① 】のあった日以後、当該保険料に係る期間を【 ② 】（【 ③ 】が行われた場合にあつては、当該【 ③ 】に係る期間を除く。）に算入することができる。

- (1) 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の【 ④ 】（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- (2) 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による【 ⑤ 】その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- (3) 地方税法に定める【 ⑥ 】であつて、前年の所得が【 ⑦ 】万円以下の者
- (4) 地方税法に定める【 ⑧ 】であつて、前年の所得が【 ⑦ 】万円以下の者
- (5) 保険料を納付することが著しく困難である場合として【 ⑨ 】その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

①申請 ②保険料全額免除期間 ③追納 ④前年の所得 ⑤生活扶助以外の扶助
⑥障害者 ⑦125 ⑧寡婦 ⑨天災

[問題] 老齢基礎年金の受給権者が、厚生労働大臣に対し、国民年金法の規定に基づく事務の処理が行われなかったことにより全額免除の申請ができなかった旨の申出をした場合、その申出が承認され、かつ、申出に係る期間が特定全額免除期間（学生納付特例及び納付猶予の期間を除く。）とみなされたときは、申出のあった日の属する月の翌月から年金額が改定される。（○）

[問題] 全額免除要件該当被保険者等が、指定全額免除申請事務取扱者に全額免除申請の委託をしたときは、当該委託をした日に、全額免除申請があったものとみなされる。（○）

[問題] 申請免除及び学生等の納付特例の期間は、申請した日の属する月の前月から厚生労働大臣の指定する月までである。

（×）申請した日の属する月の前月から厚生労働大臣の指定する月まで⇒厚生労働大臣の指定する期間

[問題] 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けることとなった任意加入被保険者は、保険料の免除を申請することができる。

（×）任意加入被保険者には免除の規定は適用されない。

[問題] 任意加入被保険者については、法 89 条（法定免除）から法 90 条の 3（学生等納付特例制度）までの免除等の規定は適用されない。（○）

[問題] 任意加入被保険者は、生活保護法による生活扶助を受けることとなった場合でも、いわゆる法定免除の対象とならない。（○）

[問題] 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者が法定免除の要件を満たすときには、その保険料が免除される。

（×）免除されない。

[問題] 第 1 号被保険者が平成 26 年 4 月 11 日に保険料全額免除を申請する場合には、保険料未納期間について平成 24 年 3 月分に遡って免除の申請を行うことができる。（○）

[問題] 所得要件及び所得基準

免除の種類	所得要件の判断	所得基準
全額免除	本人、配偶者、世帯主の所得状況	(扶養親族等の数+1) × 【 ① 】 万円 + 【 ② 】 万円
納付猶予	本人、配偶者の所得状況	
4分の3免除	本人、配偶者、世帯主の所得状況	【 ③ 】 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円
半額免除	本人、配偶者、世帯主の所得状況	【 ④ 】 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円
学生納付特例	【 ⑥ 】	
4分の1免除	本人、配偶者、世帯主の所得状況	【 ⑤ 】 万円 + 扶養親族等の数 × 38 万円

①35 ②22 ③78 ④118 ⑤158 ⑥本人の所得状況

[問題] 地方税法に定める障害者は、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が 125 万円以下であるときには、全額免除される。(○)

[問題] 申請全額免除については、世帯主又は配偶者のいずれかが所定の免除事由のいずれにも該当しない場合、免除されない。(○)

[問題] 夫のみに所得がある夫婦（夫 42 歳、妻 38 歳であり、ともに第 1 号被保険者）と 3 人の子（13 歳、10 歳、5 歳）の 5 人世帯において、夫の前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が 197 万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。
(○) $(4+1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円} = 197 \text{ 万円}$

[問題] 第 1 号被保険者の国民年金保険料に関して、保険料の 4 分の 3 免除が受けられる所得基準は、扶養親族等がない者の場合、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、118 万円以下であるときである。

(×) 118 万円以下 ⇒ 78 万円

[問題] 保険料の 4 分の 3 免除が受けられる所得基準は、扶養親族等がない者の場合、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、78 万円以下であるときである。半額免除の場合が、118 万円である。（○）

[問題] 第 1 号被保険者の国民年金保険料に関して、いわゆる保険料免除を申請する場合、原則として、保険料を納付することを要しないものとする期間の属する年又はその前年において、失業により保険料を納付することが困難と認められるときは、保険料の納付が免除される場合がある。（○）

[問題] 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるときは、保険料の納付が免除されることがある。当該事由には、失業により保険料を納付することが困難と認められるときが含まれる。（○）

[問題] 単身者である第 1 号被保険者について、その前年の所得（1 月から 6 月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が 158 万円以下であれば保険料の 4 分の 1 免除が受けられる。（○）

[問題] 保険料の 4 分の 1 免除にかかる所得の額は、扶養親族等がないときは 158 万円とし、扶養親族等があるときは 158 万円に当該扶養親族等 1 人につき 38 万円※を加算した額である。（○）

法 90 条の 3 学生納付特例 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	★	★★	—	—	★	☆☆	★

★：択一式 (H8. 10. 11. 13. 16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 90 条の 3 学生納付特例

〔問題〕 学生納付特例の期間及び納付猶予の期間については、保険料が追納されていなければ、老齢基礎年金の額には反映されない。(○)

〔問題〕 第 1 号被保険者であつて学生等である被保険者は、前年に所得がないときであっても、その者の親元の世帯に国民年金保険料を納付するについて著しい困難があると認められないときは、国民年金保険料の納付を要しないものとはならない。

(×) 親元の世帯の所得状況は関係ない。

〔問題〕 学生納付特例事務法人は、その教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務及び保険料の納付に関する事務をすることができる。

(×) 申請に関する事務はできるが、保険料の納付に関する事務はできない。

〔問題〕 大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に、厚生労働大臣に申請があつたものとみなされる。(○)

〔問題〕 学生納付特例事務法人は、当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生等納付特例の申請をすることができる。(○)

〔問題〕 学生等の納付特例の対象になる学生には、原則として夜間部の大学生や各種学校の学生は含まれない。

(×) 夜間部の大学生や各種学校の学生は含まれる。

〔問題〕 夜間部の大学生や定時制の学生など各種学校の学生も、学生等の納付特例の対象になる学生に含まれる。(○)

[問題] 学生の保険料納付特例は、平成 37 年 6 月までの間の経過措置とされている。

(×) 学生の保険料納付特例は、経過措置ではない。

平成 26 法附則 14 条 納付猶予 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

平成 26 法附則 14 条 納付猶予

[問題] 納付猶予の対象となる者は、【 ① 】歳に達する日の属する前月までの被保険者期間がある第 1 号被保険者等で一定の要件に該当する者である。

①50

[問題] 平成 17 年 4 月から平成 37 年 3 月までの期間に限り、50 歳未満の第 1 号被保険者であって、本人及び配偶者の所得が政令で定める額以下であるときは、世帯主の所得に関係なく、保険料の納付を猶予することとされている。

(×) 平成 37 年 6 月までの時限措置

法 94 条 1 項 保険料の追納 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	—	—	★	—	★★	—	★	★

★：択一式 (H6. 8. 10. 11. 12. 14. 15. 18. 19) ☆：選択式 (H8)



【条文】

被保険者又は被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、法定免除、申請免除、学生納付特例及び納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び保険料 4 分の 3 免除、保険料半額免除又は保険料 4 分の 1 免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する **月前 10 年以内**の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。

ポイント

法 94 条 1 項 保険料の追納

〔問題〕被保険者又は被保険者であった者（【 ① 】の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の【 ② 】を受け、法定免除、申請免除、学生納付特例、納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び保険料 4 分の 3 免除、保険料半額免除、保険料 4 分の 1 免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（【 ② 】の日の属する月前【 ③ 】年以内の期間に係るものに限る。）の【 ④ 】につき追納をすることができる。

①老齢基礎年金 ②承認 ③10 ④全部または一部

〔問題〕一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されていないときは、保険料の追納を行うことができない。(○)

〔問題〕納付することを要しないものとされた保険料について、追納についての厚生労働大臣の承認の日の属する月前 5 年以内の期間に限って、その全部又は一部につき追納することができる。

(×) 10 年以内

〔問題〕追納ができないもの等は、下記のとおりである。(○)

- ・老齢基礎年金の受給権者（繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している者を含む。）
- ・老齢基礎年金の繰下げ中の者
- ・付加年金保険料
- ・合算対象期間とされた期間

〔問題〕 被保険者又は被保険者であった者が、厚生労働大臣の承認を受けた場合には、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間で合算対象期間とされた期間につき、保険料を追納することができる。

(×) 合算対象期間については、追納することはできない。

〔問題〕 繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している者であっても、65 歳に達する日の前日までの間であれば、保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき、厚生労働大臣の承認を受けて、当該承認の日の属する月前 10 年以内の期間に係るものについて、その全部又は一部につき追納することができる。

(×) 老齢基礎年金の受給権者は、追納不可

〔問題〕 被保険者又は被保険者であった者は、保険料の全部又は一部につき追納をすることができるが、老齢基礎年金の受給権者（繰上げ支給含む）は、追納できない。(○)

〔問題〕 障害基礎年金の受給権者は追納できるが、老齢基礎年金の受給権者は追納できない。(○)

〔問題〕 保険料の免除を受けている第 1 号被保険者が障害基礎年金の受給権を有する場合でも、厚生労働大臣の承認を受け、免除を受けた期間の保険料（承認の日の属する月前 10 年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部を追納することができる。(○)

〔問題〕 保険料の追納を行い、保険料が納付されたものとみなされた月についても、厚生労働大臣に申し出て、付加保険料を納付することができる。

(×) 付加保険料を納付することができない。

〔問題〕 その一部につき追納をするときは、追納は、【 ① 】に係る保険料につき行い、次いで法定免除もしくは申請全額免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は申請一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、【 ② 】から順次に行うものとする。

① 学生納付特例又は納付猶予 ② 先に経過した月の分

〔問題〕 上記例外として、【 ① 】の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、法定免除もしくは申請全額免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は申請一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、【 ② 】の保険料から追納をすることができるものとする。

①学生納付特例又は納付猶予 ②先に経過した月の分

〔問題〕 原則…学生納付特例制度・納付猶予制度による免除期間が優先し、これらから追納することになる。(○)

〔問題〕 例外…法定免除・申請免除等の免除期間が、学生納付特例制度・納付猶予制度による免除期間より先行する場合には、法定免除・申請免除等にかかる保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納できる。(○)

〔問題〕 納付することを要しないものとされた保険料の一部について追納する場合は、原則として、全額免除期間又は一部免除期間、次いで学生等の納付特例期間又は納付猶予期間の順に、それぞれ先に経過した月の分から順次行うこととされている。

(×) 原則として、学生等の納付特例期間又は納付猶予期間、次いで全額免除期間又は一部免除期間の順になる。

〔問題〕 免除月に係る保険料を追納する場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、承認月前10年以内の期間について、学生等の納付特例期間又は納付猶予期間、次いで全額免除期間又は一部免除期間の順に行うこととされ、この順序は変更できないものとされている。

(×) 変更できる場合がある。

〔問題〕 学生納付特例の規定により納付することを要しないこととされた保険料より前に納付義務が生じ、法定免除の規定により免除された保険料があるときは、法定免除により免除された保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納することができる。

(○)

法 94 条 3 項 追納する場合の額 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H6. 11. 18. 19) ☆：選択式 (H8)



【条文】

(略)

ポイント**法 94 条 3 項 追納する場合の額**

〔問題〕 追納すべき額は、当該追納に係る期間の【 ① 】の額に政令で定める額を加算した額とする。

ただし、免除を受けた月の属する年度の 4 月 1 日から起算して【 ② 】年を経過する日前（免除の月が 3 月のときは、翌々年の 4 月）以内ならば加算されない。

①各月の保険料 ②3

〔問題〕 免除月の属する年度の 4 月 1 日から起算して 2 年以上経過後の年度に免除月に係る保険料を追納する場合の保険料の額は、当該免除月に係る保険料額にそれぞれ経過年数に対応する追納加算率を乗じて得た額を加算した額とされている。

(×) 2 年以上経過後⇒3 年以上経過後

〔問題〕 追納額は、翌々年度末（年度の 4 月 1 日から起算して 3 年以上経過）を超えると追納加算率を乗じて加算することになる。

ただし、免除月が 3 月であって当該免除月の属する年の翌々年の 4 月に追納する場合は除く。(○)

〔問題〕 追納が行われたときは、【 ① 】に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされる。

①追納が行われた日

平成 26 法附則 10 条 1 項 後納制度 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	☆☆	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



国民年金の被保険者又は被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間の各月につき、後納保険料を納付することができる。

ポイント

平成 26 法附則 10 条 1 項 後納制度

[問題] 国民年金の被保険者又は被保険者であった者（【 ① 】の受給権者を除く）は、【 ② 】を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間の各月につき、【 ② 】を納付することができる。

①老齢基礎年金 ②厚生労働大臣の承認 ③後納保険料

[問題] 後納制度は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 3 年間に限り実施される時限措置である。(○)

[問題] 後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り、過去【 ① 】年分まで納めることができる制度である。

①5

[問題] 過去 10 年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10 年の後納制度」は、平成 27 年 9 月 30 日をもって終了した。(○)

法附則 9 条の 4 の 7 特定事由に係る申出の特例 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 4 の 7 特定事由に係る申出の特例

[問題] 特定事由に係る保険料の納付の特例等とは、過去に事務処理の誤りなどがあった場合に、それが明らかとなり、その事務処理の誤りによって保険料の納付の機会を逸失したと認められるとき等について、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度である。
(○)

[問題] 特定事由とは、国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと又はその処理が著しく不当であることをいう。
(○)

[問題] 特定手続とは、次の手続等が該当する。(○)

- 付加保険料を納付する者となる旨の申出
- 保険料の免除の申請及び学生納付特例の申請
- 任意加入被保険者となる旨の申出

平成 26 法附則 12 条 1 項 特定付加保険料の納付 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】

(略)

ポイント

平成 26 法附則 12 条 1 項 特定付加保険料の納付

[問題] 付加保険料について、平成 28 年 4 月 1 日から平成【 ① 】年 3 月 31 日 (特定付加保険料納付期限日) までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者が厚生労働大臣の承認を受け、承認の日の属する月前【 ② 】年以内の期間に係るものについて納付することができる。

①31 ②10

[問題] 特定付加保険料を納付したら、納付が行われた日に、納付に係る月の付加保険料が納付されたものとみなされ、すでに付加年金の支給を受けているのであれば、原則として付加年金の額が増額改定される。(○)

法 95 条 徴収金の徴収 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】

(略)

ポイント

法 95 条 徴収金の徴収

[問題] 保険料その他国民年金法の規定による徴収金は、国民年金法に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。(○)

法 96 条 1 項 督促 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H10. 11. 12. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

ポイント

法 96 条 1 項 督促

〔問題〕 保険料の滞納があるときは、納付義務者に対し【 ① 】を発することができるが、督促状により指定する期限については、【 ① 】を発する日から起算して【 ② 】日以内と定められている。

①督促状 ②10

〔問題〕 督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 14 日以上を経過した日でなければならない。

(×) 10 日以上経過した日

〔問題〕 保険料その他国民年金法の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

(×) 督促しなければならない⇒督促することができる

法 96 条 4 項 滞納処分 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H13. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣は、督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

ポイント**法 96 条 4 項 滞納処分**

〔問題〕【 ① 】は、督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、【 ② 】によってこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の【 ③ 】に対して、その処分を請求することができる。

①厚生労働大臣 ②国税滞納処分の例 ③市町村

〔問題〕日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ【 ① 】を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、日本年金機構の理事長が任命した徴収職員に行わせなければならない。

①厚生労働大臣の認可

〔問題〕日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。当該徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
(○)

〔問題〕厚生労働大臣が市町村に対して滞納処分を請求したときは、市町村は【 ① 】によりこれを処分することができる。この場合、厚生労働大臣は、徴収金の【 ② 】に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

①市町村税の例 ②100 分の 4

法 97 条 延滞金 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 12) ☆：選択式 (—)



【条文】

督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年 **14.6%** (当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から **3 月** を経過する日までの期間については、年 **7.3%**) の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が **500 円未満** であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ポイント

法 97 条 延滞金

〔問題〕 督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、【 ① 】から徴収金完納又は財産差押の日の【 ② 】までの期間の日数に応じ、年【 ③ 】パーセント (当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から【 ④ 】月を経過する日までの期間については、年【 ⑤ 】パーセント) の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

①納期限の翌日 ②前日 ③14.6 ④3 ⑤7.3

〔問題〕 延滞金が徴収されない場合は、下記のとおりである。

- (1) 滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき
- (2) 徴収金額が【 ① 】円未満であるとき
- (3) 延滞金として計算した金額が【 ② 】円未満のとき
- (4) 督促状に指定した期限までに徴収金を【 ③ 】したとき

①500 ②50 ③完納

〔問題〕 徴収金額に 500 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。(○)

〔問題〕 延滞金の金額に 50 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。(○)

法 98 条 先取特権 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、**国税**及び**地方税**に次ぐものとする。

ポイント

法 98 条 先取特権

[問題] 国民年金法の規定による徴収金の先取特権の順位は、厚生年金保険法の規定による徴収金とは異なり、国税及び地方税と同順位である。

(×) 同順位ではなく、国税及び地方税に次ぐ。

法 74 条 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	☆★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

① 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) **教育及び広報**を行うこと。

(2) 被保険者、受給権者その他の関係者（「被保険者等」）に対し、**相談その他の援助**を行うこと。

(3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する**情報を提供**すること。

② 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、**電子情報処理組織の運用**を行うものとする。

ポイント**法 74 条 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置**

〔問題〕政府は、国民年金事業の【 ① 】を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 【 ② 】を行うこと

(2) 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、【 ③ 】その他の援助を行うこと

(3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する【 ④ 】を提供すること

①円滑な実施 ②教育及び広報 ③相談 ④情報

〔問題〕政府は、上記に掲げる事業の運用の全部又は一部を日本年金機構に行わせることができる。（○）

〔問題〕政府は、独立行政法人福祉医療機構法に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。（○）

〔問題〕政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。（○）

法 75 条 積立金の運用 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
☆	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

ポイント

法 75 条 積立金の運用

〔問題〕年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の【 ① 】のために、【 ② 】から、【 ③ 】に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

積立金の運用は、厚生労働大臣が、国民年金法第 75 条の目的に沿った運用に基づく

【 ④ 】を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。なお、厚生労働大臣は、その寄託をするまでの間、【 ⑤ 】に積立金を預託することができる。

①被保険者の利益 ②長期的な観点 ③安全かつ効率的 ④納付金の納付 ⑤財政融資資金

〔問題〕積立金の運用は、厚生労働大臣が、国民年金事業の運営の安定に資する目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を預託することにより行う。

(×) 預託⇒寄託

法 101 条 1 項・2 項 不服申立て (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	★	—	★	★★	★

★：択一式 (H13. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- ② 審査請求をした日から **2 月以内** に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

ポイント 法 101 条 1 項・2 項 不服申立て

〔問題〕被保険者の【 ① 】に関する処分、【 ② 】に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は【 ③ 】その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して【 ④ 】をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して【 ⑤ 】をすることができる。

①資格 ②給付 ③保険料 ④審査請求 ⑤再審査請求

〔問題〕審査請求をした日から【 ① 】月以内に決定がないときは、審査請求人は、【 ② 】が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

①2 ②社会保険審査官

〔問題〕厚生労働大臣が行った年金給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。（×）審査請求に対する社会保険審査官の裁決の後であれば提起可能

〔問題〕審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 カ月が経過したときはすることができない。

(×) 3 カ月

〔問題〕被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、文書又は口頭であることができるが、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときはすることができない。(○)

〔問題〕被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができない。(○)

〔問題〕保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるが、当該再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(×) 30日以内にしなければならない。⇒2月を経過したときは、することができない。

〔問題〕再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2月を経過したときは、することができない。(○)

〔問題〕被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後であれば、直ちに提起することができる。(○)

〔問題〕平成28年の法改正により、いわゆる二重前置が解消されたため、取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後であれば、提起することができるようになった。(○)

〔問題〕死亡一時金ならびに脱退一時金に関する処分に不服のあるものは、社会保険審査官に対して審査請求をすることができる。

(×) 脱退一時金に関しては、社会保険審査官ではなく、社会保険審査会

〔問題〕脱退一時金は、日本国籍を有しない者に対するものであり、審査請求先は、社会保険審査会となる。

なお、死亡一時金等の給付については、社会保険審査官に対して審査請求をすることができる。(○)

〔問題〕脱退一時金は国民年金法第15条に定める給付ではないので、その処分に不服があっても、社会保険審査会に対して審査請求することはできない。

(×) 社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

法 102 条 時効 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H8～15.18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 102 条 時効

[問題] 給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは時効によって消滅する。

(×) 死亡一時金を受ける権利は、2 年で時効消滅

[問題] 時効に関して、年金給付を受ける権利は 5 年、死亡一時金を受ける権利は 2 年とする。(○)

[問題] 年金給付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは、時効によって消滅する。(×)

[問題] 保険料その他国民年金法の規定による徴収金については、期限を指定して督促をした場合でも、時効中断の効力は生じない。

(×) 時効中断の効力は、生じる。

法 111 条・112 条・113 条・114 条 罰則 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 111 条・112 条・113 条・114 条 罰則

[問題] 第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者による資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更以外の届出の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者は 30 万円以下の過料に処する。

(×) 30 万円以下の過料⇒10 万円以下の過料

[問題] 第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者による資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更の届出の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者は 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。(○)

[問題] 被保険者が、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項につき虚偽の届出をしたときは、30 万円以下の罰金に、また、偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、100 万円以下の罰金にそれぞれ処せられるが、懲役に処せられることはない。

(×) 懲役に処せられることがある。

法 115 条 国民年金基金の目的 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

法 115 条 国民年金基金の目的

[問題] 国民年金基金は、国民年金法 1 条の目的を達成するため、【 ① 】に関して【 ② 】を行なうものとする。

①加入員の老齢 ②必要な給付

法 115 条の 2 基金の種類 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (一)



【条文】

基金は、**地域型国民年金基金** (「地域型基金」) 及び**職能型国民年金基金** (「職能型基金」) とする。

ポイント

法 115 条の 2 基金の種類

金の種類

基金の種類	組織	地区
地域型基金	【 ① 】であって、基金の地区内に住所を有する者をもって組織 (基金の地区内に住所を有していた者も含む。)	・一の【 ③ 】の区域の全部 ・【 ③ 】につき1つ
職能型基金	【 ① 】であって、基金の地区内において【 ② 】に従事する者をもって組織 (従事していた者も含む。)	・全国 ・【 ② 】同種の事業又は業務につき 【 ④ 】を通じて1個

①第 1 号被保険者 ②同種の事業又は業務 ③都道府県 ④全国

[問題] 社会保険労務士にも職能型国民年金基金が設立されているが、加入員の利便性を考慮し、都道府県社会保険労務士会につき 1 個設置されている。

(×) 職能型基金は、全国を通じて 1 個

[問題] 地域型基金は、都道府県につき 1 個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて 1 個とする」と規定されている。(○)

法 119 条 基金の設立 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 119 条 基金の設立

[問題] 基金の設立

	地域型基金	職能型基金
加入員数	【 ① 】人以上の加入員	【 ② 】人以上の加入員
設立手続	【 ③ 】人以上の加入員たる資格を有する者が厚生労働大臣に地域型基金の設立を希望する旨の申出を行った場合、加入員たる資格を有する者及び年金に関する学識経験者のうちから厚生労働大臣が任命した者が設立委員になる。	【 ④ 】人以上の発起人
	設立委員又は発起人が【 ⑤ 】を作成し、会日の【 ⑥ 】週間前までに設立総会の日時及び場所とともに公告して、【 ⑦ 】を開催しなければならない。	
	【 ⑦ 】の議事は、加入員たる資格を有する者であってその会日までに設立委員等に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の【 ⑧ 】以上で決する。	
	厚生労働大臣の認可	
設立時期	厚生労働大臣の設立の認可を受けた時に成立	

①1,000 ②3,000 ③300 ④15 ⑤規約 ⑥2 ⑦創立総会 ⑧3分の2

[問題] 規約に関して、政令で定める事項以外の事項に関しては、厚生労働大臣の認可が必要である。(○)

[問題] 規約に関して、事業所の所在地の変更等政令で定める事項に関しては、遅滞なく、厚生労働大臣に届出なければならない。(○)

法 122 条・123 条 代議員会及び役員 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 122 条・123 条 代議員会及び役員

[問題] 代議員会

	内容
組織	代議員会は【 ① 】をもって組織する。
選任	代議員は、規約の定めるところ、【 ② 】から選任する。
代議員の任期	【 ③ 】年を超えない範囲内で規約で定める期間 (補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間)
議決事項	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の変更 ・毎事業年度の予算 ・毎事業年度の事業報告及び決算 ・その他規約で定める事項

①代議員 ②加入員 ③3

[問題] 役員

	内容
役員	役員として【 ① 】及び【 ② 】を置く。
理事	代議員において互選 ただし、理事の定数の【 ③ 】を超えない範囲内については、代議員会において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選挙することができる。
理事長	理事のうち1人を【 ④ 】とし、理事が選挙をする。
監事	代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。
役員の任期	【 ⑤ 】年を超えない範囲内で規約で定める期間 (補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間)

①理事 ②幹事 ③3分の1 ④理事長 ⑤3

[問題] 国民年金基金に、役員として理事及び監事を置く。(○)

[問題] 国民年金基金には、役員として理事及び監事が置かれるが、監事は代議員会において、発起人又は代議員のうちからそれぞれ1人を選挙することとされる

(×) 発起人又は代議員⇒学識経験を有する者及び代議員

[問題] 理事は、代議員において互選する。ただし、理事の定数の【 ① 】(吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあっては、2分の1)を超えない範囲内については、【 ② 】において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選挙することができる。

①3分の1 ②代議員会

[問題] 役員の任期は、2年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(×) 3年

[問題] 国民年金基金の役員及び国民年金基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。(○)

法 127 条 1 項 加入員 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	★★	★	—	—	—	★★

★：択一式 (H7. 8. 15) ☆：選択式 (—)

【条文】



第 1 号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

ポイント 法 127 条 1 項 加入員

〔問題〕第 1 号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る【 ① 】又はその従事する事業若しくは業務に係る【 ② 】に申し出て、その加入員となることができる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

①地域型基金 ②職能型基金

〔問題〕国民年金基金の加入員が第 2 号被保険者となったときは、その日に、加入員の資格を喪失する。(○)

〔問題〕国民年金基金の加入員が農業者年金の被保険者となったときは、その日に、加入員の資格を喪失する。(○)

〔問題〕日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者は、地域型国民年金基金の加入員となることできない。

(×) 加入員となることできる。

〔問題〕第 1 号被保険者及び日本国内に住所を有するすべての任意加入被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型国民年金基金に申し出て、その加入員となることできる。

(×) 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者で、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることのできる場合の任意加入被保険者は、国民年金基金の加入員となることできない。

〔問題〕日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の任意加入被保険者は、国民年金基金に加入することができる。(○)

〔問題〕 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の者は、平成 29 年法改正により国民年金基金に加入できるようになった。(○)

〔問題〕 国民年金基金は、厚生労働省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。(○)

〔問題〕 第 1 号被保険者は、国民年金基金に対し加入員となる申出をした日に当該加入員の資格を取得し、加入員資格の喪失の申出が受理された日にその加入員の資格を喪失する。

(×) 資格の喪失の申出の規定はない。

〔問題〕 国民年金基金の資格喪失事由

喪失事由	資格喪失日
(1) 被保険者の資格を喪失したとき、又は第 2 号被保険者若しくは第 3 号被保険者となったとき (2) 【 ① 】の被保険者となったとき	その日
(3) 地域型基金の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなったとき、職能型基金の加入員にあつては、当該事業又は業務に従事する者でなくなったとき (4) 当該基金が【 ② 】したとき	翌日
(5) 保険料免除等の諸規定によりその全部又は一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。	保険料を納付することを要しないものとされた【 ③ 】

①農業者年金 ②解散 ③月の初日

〔問題〕 国民年金基金の加入員の申出をした同月に、法第 90 条第 1 項等の規定による国民年金の保険料免除の適用を受けることになった場合、その翌月に加入員資格を喪失する。

(×) 当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日に加入員の資格を喪失

〔問題〕 国民年金基金の加入員が、保険料免除の規定により国民年金保険料の全部又は一部の額について保険料を納付することを要しないものとされたときは、その月の初日に加入員の資格を喪失する。(○)

[問題] 国民年金基金の加入員が農業者年金の被保険者となったときは、その日に、当該加入員の資格を喪失する。(○)

[問題] 第1号被保険者が従事する職業において職能型国民年金基金が設立されている場合、当該被保険者は職能型国民年金基金に加入することとなり、地域型国民年金基金には加入できない。

(×) 第1号被保険者は、地域型と職能型のどちらかを選択可能

[問題] 遺族基礎年金の受給権を有する者は、遺族基礎年金の支給を受けている間は、国民年金基金に加入することはできない。

(×) 加入することは可能

[問題] 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入員の資格を喪失する。((1)又は(4)に該当するに至ったときは、その日とし、(3)に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた【 ① 】とする。)

(1) 被保険者の資格を喪失したとき、又は第2号被保険者若しくは第3号被保険者となったとき

(2) 【 ② 】の加入員にあつては、当該基金の地区内に住所を有する者でなくなったとき、【 ③ 】の加入員にあつては、当該事業又は業務に従事する者でなくなったとき

(3) 保険料免除の規定が適用されたとき

(4) 【 ④ 】の被保険者となったとき

(5) 当該基金が解散したとき

①月の初日 ②地域型基金 ③職能型基金 ④農業者年金

法 134 条 掛金 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 134 条 掛金

〔問題〕 基金は、基金が支給する年金及び一時金に関する事業に要する費用に充てるため、【 ① 】を徴収する。

①掛金

〔問題〕 掛金は、年金の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。(○)

〔問題〕 国民年金基金が徴収する掛金の額は、額の上限の特例に該当する場合を除き、1カ月につき 68,000 円を超えることはできない。(○)

〔問題〕 国民年金基金（以下「基金」という。）は、基金が支給する年金及び一時金に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収するが、当該掛金の額は、法令に定めがなく各基金が任意に定めることとされている。

(×) 掛金の額は、基金が任意に定めることはできない。

〔問題〕 掛金は、原則として1月につき【 ① 】円を超えてはならないものとする。

①68,000

〔問題〕 国民年金保険料の免除を受けている期間は、国民年金基金の加入員にはなれない。(○)

〔問題〕 国民年金基金の加入員になった後で、国民年金保険料の免除を受けていた全期間（直近の10年以内分）について追納すれば、保険料が免除されていたため基金に加入できなかった期間に相当する期間（平成3年4月1日以後の期間で60月を限度）について掛金を支払うことができる。ただし、この場合の掛金は、1か月につき102,000円を超えてはならない。(○)

〔問題〕 毎月の掛金の上限額である 68,000 円を超えていなければ、職能型国民年金基金と地域型国民年金基金の両方に同時に加入することができる。

(×) 他の基金に、同時に加入することはできない。

〔問題〕 国民年金基金が支給する年金は、基金への掛金を納付した場合であっても国民年金の保険料を納付しない期間があるときは、その期間分については給付の対象とされず、基金に納付した掛金は還付される。(○)

法 128 条 1 項 基金の業務 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	★	—	—	★

★：択一式 (H15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント

法 128 条 1 項 基金の業務

〔問題〕 基金は、加入員又は加入員であった者に対し、【 ① 】の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であった者の【 ② 】に関し、一時金の支給を行なうものとする。

①年金 ②死亡

〔問題〕 国民年金基金が支給する年金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、国民年金基金が裁定する。 (○)

〔問題〕 基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。(○)

〔問題〕 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。(○)

〔問題〕 基金は、毎事業年度の末日において、年金及び一時金に充てるべき積立金を積み立てなければならない。(○)

[問題] 積立金の額は、加入員又は加入員であった者に係る責任準備金の額を下回ってはならない。(○)

法 129 条、130 条 給付の水準 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★★	—	—

★：択一式 (H16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 129 条、130 条 給付の水準

[問題] 老齢 (年金) の給付の水準

	内容
要件	少なくとも、当該基金の加入員であった者が【 ① 】の受給権を取得したときには、その者に支給しなければならない。
支給額	【 ② 】円×納付された掛金に係る加入員であった期間の月数を超えなければならない。

①老齢基礎年金 ②200

[問題] 死亡 (一時金) の給付の水準

	内容
要件	少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、その遺族が【 ① 】を受けたときには、その遺族に支給しなければならない。
支給額	【 ② 】円を超えなければならない。

①死亡一時金 ②8,500

[問題] 国民年金基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときから 3 年を限度に、その者に支給されるものでなければならない。

(×) 3 年を限度に⇒死亡するまで

[問題] 国民年金基金が支給する年金額は、200 円に加入員の加入月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。(○)

[問題] 国民年金基金の支給する一時金の額については下限は定められていない。
(×) 国民年金基金が支給する一時金の額は、8,500 円を超えるものでなければならない。

[問題] 国民年金基金が支給する一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。(○)

[問題] 国民年金基金が支給する一時金については、給付として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することができる。
(×) 公課を課することができない。

[問題] 国民年金基金が支給する一時金については、租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。(○)

法 135 条 基金の解散 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H16. 17. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】

基金は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 代議員の定数の **4分の3以上**の多数による **代議員会の議決**
- (2) 基金の**事業の継続の不能**
- (3) **厚生労働大臣**による**解散の命令**

ポイント**法 135 条 基金の解散**

〔問題〕国民年金基金の解散事由は下記のとおりとする。

- (1) 代議員の定数の【 ① 】以上の多数による代議員会の議決
 - (2) 国民年金基金の事業の継続の不能
 - (3) 【 ② 】による解散の命令
- ①4分の3 ②厚生労働大臣

〔問題〕基金は、上記(1)又は(2)に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。(○)

〔問題〕国民年金基金は、基金の事業の継続が不能となって解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。(○)

法 137 条 基金の合併・分割 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】

(略)

ポイント**法 137 条 基金の合併・分割**

〔問題〕基金は、【 ① 】の認可を受けて、他の基金と【 ② 】することができる。ただし、地域型基金と職能型基金との【 ② 】については、その地区が全国である地域型基金が吸収合併存続基金となる場合を除き、これを行うことができない。

- ①厚生労働大臣 ②吸収合併

〔問題〕吸収合併とは、他の基金との合併であり、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。(○)

〔問題〕 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、【 ① 】をすることができる。

①吸収分割

〔問題〕 吸収分割とは、基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。(○)

〔問題〕 吸収合併契約及び吸収分割契約について、代議員会において代議員の定数の過半数の多数により議決しなければならない。

(×) 3分の2

法 137 条の 4 国民年金基金連合会 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (—)

【条文】



基金は、中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（「連合会」）を設立することができる。

ポイント

法 137 条の 4 国民年金基金連合会

〔問題〕 基金は、【 ① 】及び【 ② 】に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会を設立することができる。

①中途脱退者 ②解散基金加入員

〔問題〕 国民年金基金は、政令で定めるところにより厚生労働大臣に届け出て、その業務の一部を国民年金基金連合会に委託することができる。

(×) 届け出て⇒認可を受けて

〔問題〕国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。（○）

〔問題〕国民年金基金の加入員資格を途中で喪失した者（加入員資格を喪失した日において国民年金基金が支給する年金受給権を有する者を除く。）で、国民年金基金の加入員期間が15年に満たない者に対する脱退一時金は、国民年金基金連合会から支給される。

（×）脱退一時金⇒死亡一時金

〔問題〕国民年金基金連合会は、中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行う。（○）

〔問題〕政府は国民年金基金が解散したときは、国民年金基金連合会が当該解散した基金から徴収する場合を除き、当該基金から責任準備金に相当する額を徴収する。（○）

〔問題〕政府は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該基金等が年金の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金に相当する額を当該基金等から徴収する。（○）

〔問題〕国民年金基金は、中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会を設立することができるが、中途脱退者とは、基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金の受給権を有する者を除く。）であって、当該基金加入期間が20年に満たないものをいう。

（×）20年⇒15年
